

会津美里町第3次総合計画
基本構想・後期基本計画
— ダイジェスト版 —(案)

まるごといいね！ 会津美里

～ 人咲き 花咲き 文化輝く
希望あふれる未来へ～

※ページデザインや装飾は今後変更する場合があります。

基本構想	2016 平成28年度	▶	2025 令和7年度
後期基本計画	2021 令和3年度	▶	2025 令和7年度



総合計画策定にあたって

総合計画の構成と期間

基本構想

基本構想は、長期を見通し、社会経済状況等の短期的な状況の変化にとらわれない町の将来像（ビジョン）や実現すべき地域社会や価値を示すものです。

基本構想の計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。

基本計画(後期)

基本計画は、基本構想と行政の事務事業をつなぐ計画であり、社会経済状況や国の制度の変化等に柔軟に対応するとともに、基本構想の実現に向けて実施する施策や主な取り組みを示すものです。

基本計画の計画期間は 5 年間とし、平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの前期基本計画に続き、後期基本計画の計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までとします。

年 度	2011 ⇒ 2015 平成 23 ⇒ 平成 27	2016 ⇒ 2020 平成 28 ⇒ 令和 2	2021 ⇒ 2025 令和 3 ⇒ 令和 7
	第 2 次総合計画 基本構想	第 3 次総合計画 基本構想	
	第 2 次総合計画 基本計画	第 3 次総合計画 前期基本計画	第 3 次総合計画 後期基本計画

総合計画の期間

総合計画の評価と進捗管理

総合計画の進捗管理にあたっては、第 2 次総合計画と同様に、成果重視の効果的かつ効率的な行政経営を実施していくための仕組みとして「行政評価」を活用し、各施策については具体的な成果を図るための指標と目標値を設定します。毎年度、達成状況を評価し、評価結果に基づく適切な改革・改善を実施し、次年度以降の行政経営に反映させていきます。また、引き続き、評価結果は町ホームページ等で公表することにより、町民の立場に立った行政経営の実現と透明性の確保を図ります。

町として取り組むべき重要課題

町の活力の維持

人口減少や少子高齢化という課題を克服し、産業の成長力強化と雇用の創出、出会い・結婚・出産・子育てまでの支援の充実・強化に加え、誰もが健康で安心して暮らせる取り組みが求められています。

特に、地域特性を活かした産業の維持・拡充や新たなビジネスモデルの創出により、それを稼げる産業に成長させることが重要です。

また、本町の人口減少の大きな要因は、高校卒業後の就職や大学等への進学、さらには、大学卒業後の就職の機会に、若者が大都市圏へ移動することにより、それが結婚や出生数の減少にもつながるためです。そのため、将来にわたり成長力を確保し、地域の活力を維持することが重要課題です。

美しい町土・安全で住みやすい環境の維持

集落や農地を維持し、里山、山林等の自然環境を保全することにより、誰もが安心して住み続けられる環境づくりが重要課題と捉えています。

また、子どもから高齢者まで「わがまち」の魅力を感じながら生活できる環境を整え、本町にしかない文化や歴史、街並み等の地域資源の魅力を活用したまちづくりが求められています。

特に、子育て世代や高齢者が安心して住み続けるための、良好で快適な住環境と安心で安全な生活環境の整備や機能強化が重要となっています。

さらに、大規模自然災害や新たな感染症流行等の様々な危機を直視して、平時からの災害等への備えをもつことが、喫緊の重要課題です。

町の未来を担う人材の確保

町が持続的に発展していくためには、中長期を見据えた若い世代の人材育成に加え、人口減少や高齢化の進行による地域課題の解決に、地域自らが主体的に取り組む人材育成が重要課題と捉えています。

特に、未来を担う子供たちが誰一人として取り残されないよう、「知・徳・体」バランスの取れた子どもたちを育てることが重要であり、そのためには、より充実した教育体制や教育環境の整備が大切です。

推計人口及び目標人口

平成27年（2015年）の国勢調査の人口を基準に、令和2年（2020年）の国勢調査の人口を推計するとともに、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に準拠[※]して、令和7年（2025年）の本町の人口を推計しました。

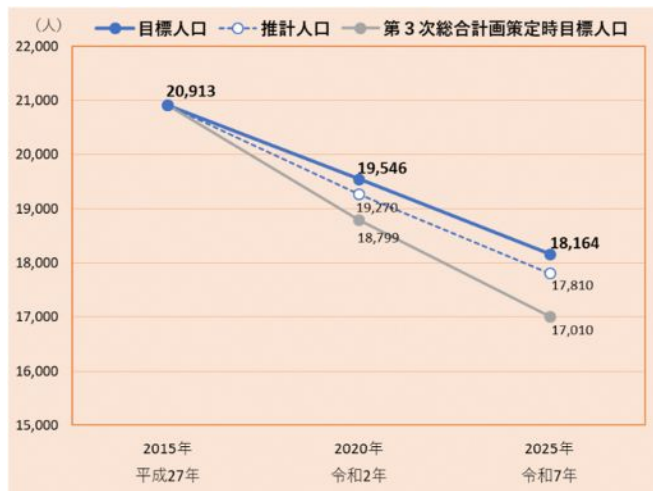
その結果、本町の人口は、令和7年（2025年）年には17,810人と推計されます。

推計した人口のまま推移した場合、人口減少と高齢化が非常に厳しい状況となることが予測されます。

このため、第3次総合計画において、政策・施策及び重点プロジェクトに戦略的に取り組むとともに、「会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」と連携した取り組みを推進し、人口減少に歯止めをかけていきます。

多様な取り組みを戦略的に実施することにより、令和7年の目標人口を**18,164人**以上とします。

なお、第3次総合計画策定時の目標人口17,010人以上を上方修正します。



目標人口

まちの将来像

まるごと いいね！ 会津美里

～人咲き 花咲き 文化輝く
希望あふれる未来へ～

本町は、田園に囲まれた市街地や集落、中山間地の集落がある一方、広大な山林が広がり、人の営みと豊かな自然が調和したまちです。会津の歴史が始まった土地であり、古くからの歴史や文化を持つとともに、大沼郡の中心であったことから公共公益施設が立地し、さらに、会津地方の中心都市である会津若松市に隣接しており、道路網の利便性も高いことから、暮らしやすい生活環境が形成されております。

一方で近年は人口の減少、少子高齢化が進み、町の活力が失われつつあります。このような状況のなかで、いま一度、町民が町の資源や環境の良さを見つめ直し、活性化に取り組むことにより、町民が誇りの持てるまちづくりを目指します。

そのため、町の内外から「いいね！」と言われることを目標とし、「まるごと いいね！ 会津美里」という言葉を将来像として掲げます。

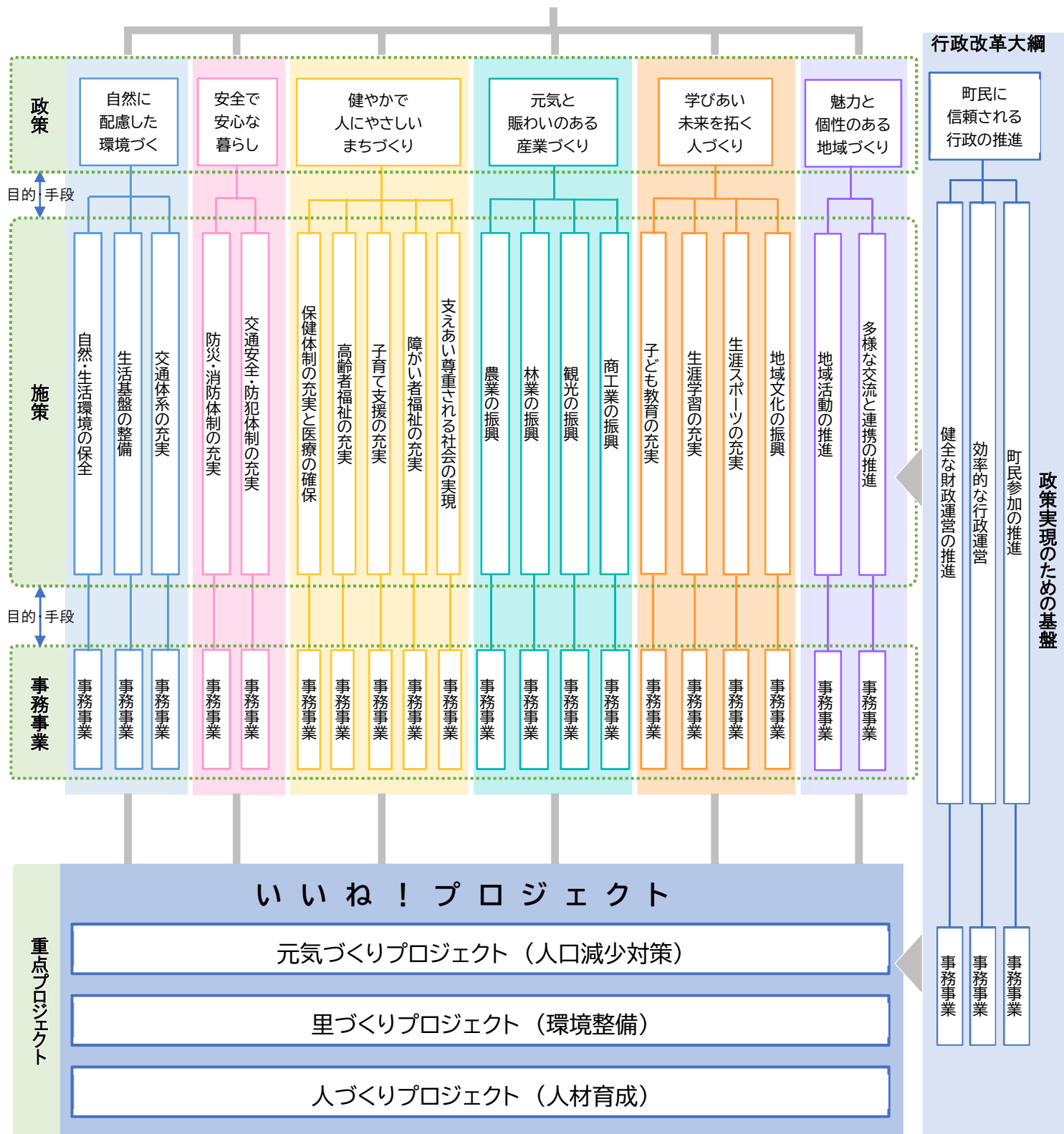
そして、将来も町民（人）が生き生きと暮らし、市街地・集落と豊かな自然が調和した魅力的な環境（花）を維持し、歴史や文化（文化）を発信することにより、魅力的な町になることを願い、また、人口減少に歯止めをかけ、将来の会津美里町に「希望」が持てることを目指して「人咲き 花咲き 文化輝く 希望あふれる未来へ」という副題を掲げます。

※国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に準拠

厚生労働省の人口等に関する調査研究機関である国立社会保障・人口問題研究所は、国・都道府県・市町村の将来人口を毎年推計しています。そのため、第3次総合計画後期基本計画の策定にあたっては、国や県の推計人口と整合させるため、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に準拠しています。

第3次総合計画の政策体系

まるごと いいね！ 会津美里
 ～ 人咲き 花咲き 文化輝く 希望あふれる未来へ ～



重点プロジェクト

政策の柱に加えて、各部門が連携して施策を推進すべき重点プロジェクトを位置づけます。重点プロジェクトは、それぞれのテーマについて、部門をまたいで戦略的に取り組むものとし、町民や事業者、NPO法人や各種団体との協力・連携のもと、施策を推進するとともに、民間活力の積極的な活用を図ります。

元気づくりプロジェクト(人口減少対策)

人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保・維持するため、観光、農業、製造業の主要産業などでは、地域特性を活かして域外から稼ぎ地域の隅々まで循環されることにより、地域経済を強くし、安心して働けるように活気あるまちづくりの実現を目指します。また、出会い・結婚・出産・子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、町民が生涯を通じて健康で安心して暮らし続けられる「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指します。

さらに、高校卒業後や大学等卒業後、地元就職できるよう安定した雇用の創出や、地域外からの交流の入口を増やすため、関係人口※の創出・拡大を活発化させ、新しい人の流れをつくる取り組みを強化します。



里づくりプロジェクト(環境整備)

誰もが安心して住み続けられるよう、自然環境の保全や市街地や集落における生活環境の維持・向上を図り、快適で安全安心な環境づくりを進めます。また、町民がまちの魅力を感じて生活できるよう、本町にしかない文化や歴史、街並み等の地域資源を磨き上げ、新たな魅力創出によるまちづくりを目指します。

さらに、若者の移住・定住を促す仕組みづくりや生活に必要な機能が整った都市環境の整備等を進めるとともに、近年発生している大規模自然災害に加え、新たな感染症の流行等に備えるため、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、災害に強いまちづくりを目指します。

人づくりプロジェクト(人材育成)

子どもたちが自らの未来を切り拓くために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育て、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細やかな教育を一層推進するとともに、郷土への誇りと愛着を醸成するため、地域の歴史や文化、風土を踏まえた特色ある教育にも力を入れていきます。

さらに、自主的にまちづくりや町民活動に取り組む人材を育成・確保し、活動の輪を広げていきます。そのため、町民一人ひとりがまちづくりに対する関心を高め、具体的な活動につなげるための情報発信や学習機会の提供など、多様な人材が育ち、活躍できる取り組みを一層推進します。



※関係人口 移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」でない、地域や地域の人々と多様に関わる者

自然と調和した、快適で住みやすい環境をつくる

政策1 自然に配慮した環境づくり

1-1 自然・生活環境の保全

施策の目的		成果指標と目標値			
対象	目指す状態	成果指標	現状値	方向性	目標値
町域	人と自然の共生環境がさらに良好になっている	2・3年前と比べて自然環境が良くなっていると感じている町民の割合	59.3%	増加	61.1%
地域	環境にやさしいライフスタイルの輪が広がっている	環境に気がついた生活をしている町民の割合	80.3%	増加	81.9%
町民	資源を大切にし、ごみを削減する意識が高まっている	町から排出される町民あたりの生活系一般廃棄物の量(資源ごみを除く)	267 kg/人	減少	222 kg/人

前期基本計画の検証

町民の環境に対する意識が向上しているとみられることは一定の成果として評価できますが、一般廃棄物の総量は年々減少しているものの、町民あたりでは横ばいの状況にあり、廃棄物削減への取り組みを一層強化する必要があります。

期間中の町の主な取り組み

■ごみの排出抑制や分別、多量ごみ排出時の資源ごみ分別の展開

課題解決のための町民等の役割

■町民…ごみを出さない工夫などライフスタイルの転換

1-2 生活基盤の整備

施策の目的		成果指標と目標値			
対象	目指す状態	成果指標	現状値	方向性	目標値
町域	必要な生活基盤が整っている	住んでいる地域において生活に必要な基盤が整っていると考える町民の割合	59.8%	増加	65.5%
町民	生活基盤を有効に活かした豊かで活気のある生活を送っている	汚水処理人口普及率	68.9%	増加	75.5%

前期基本計画の検証

公園や町営住宅の供給は計画的に進められ、生活基盤に対する町民の評価も高い状況ですが、公共下水道等への接続及び合併処理浄化槽の設置や空き家・空き店舗の有効活用を促進することが必要です。

期間中の町の主な取り組み

■空き家・空き地バンクの活用促進と所有者等適切な助言・指導を行い自主的な適正管理を促進

課題解決のための町民等の役割

■町民・事業所…適正な建築と所有する建築物等の適正な管理

1-3 交通体系の充実

施策の目的		成果指標と目標値			
対象	目指す状態	成果指標	現状値	方向性	目標値
町域	地域を結ぶ安全で快適な交通環境が整備・維持されている	町内の道路での移動に不便を感じている町民の割合	34.5%	減少	30.5%
町民	交通弱者にもやさしい交通機関を利用して盛んに移動している	公共交通での移動に日常的に不便を感じる町民の割合	13.1%	減少	8.6%



前期基本計画の検証

交通環境に不便を感じている町民は少ない状況にありますが、すべての人が安全で安心して利用できる道路環境の整備・保全と、将来にわたり便利で持続可能な公共交通網の形成と利用促進に取り組む必要があります。

期間中の町の主な取り組み

■関係機関と連携した公共交通体系の構築と利用促進

課題解決のための町民等の役割

■町民…公共交通の積極的な利用

※「計画期間中の町の主な取り組み」及び「施策の目標達成のための町民等の役割」については、掲載の都合上、計画の一部を記載しております。

町民が災害に遭うことなく、安心して暮らすことができるまちをつくる

政策2 安全で安心な暮らしづくり



2-1 防災・消防体制の充実

施策の目的

対象	目指す状態
地域	地域ぐるみの減災体制が整っている
町民	防災の意識が高まり、災害への備えが浸透している

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
自治区あたりの自主防災組織率	9%	増加	45.0%
災害等の発生に対する備えができている割合	34.4%	増加	39.4%

前期基本計画の検証

消防団の組織力の低下は喫緊の課題であり、その対策を講じるとともに、災害発生時の町民の備えや自主防災組織の設立など、自助・共助の防災体制を強化することが必要です。

期間中の町の主な取り組み

- 国土強靱化の観点からのハード対策とソフト対策による効果的な施策の推進

課題解決のための町民等の役割

- 町民…災害の発生に備え、被害の防止や避難の準備

2-2 交通安全・防犯体制の充実

施策の目的

対象	目指す状態
町域	事故や犯罪を防止する環境になっている
地域	地域ぐるみの防犯体制が整っている
町民	事故や犯罪に遭わない・起こさない意識が浸透している

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
交通事故(人身事故)の発生件数	21件	減少	16件
防犯に気を使った生活をしている町民の割合	84.1%	増加	86.3%

前期基本計画の検証

交通事故や犯罪の防止については継続的な取り組みにより一定の成果は出ていますが、近年の高齢者による交通事故や特殊詐欺犯罪の増加を踏まえた安全対策が必要です。

期間中の町の主な取り組み

- 交通安全の意識啓発と児童生徒への教育環境の整備、高齢者の運転免許自主返納支援や各種啓発活動の推進

課題解決のための町民等の役割

- 町民…各種法令や交通マナーを遵守し、家庭では子どもへの交通安全教育を行う



※「計画期間中の町の主な取り組み」及び「施策の目標達成のための町民等の役割」については、掲載の都合上、計画の一部を記載しております。

町民が健やかに生活を送ることができるまちをつくる



政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

3-1 保険体制の充実と医療の確保

施策の目的

対象	目指す状態
地域	健康づくりの輪が広がっている
町民	健康や病気予防の知識と意識が高まり、日頃から健康づくりに取り組んでいる

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
保健体制の充実と医療の確保に関する満足度	78.6%	増加	82.7%
特定健康診査受診率	51.2%	増加	62.0%

前期基本計画の検証

健康・医療に関する情報提供や相談窓口での対応などにより町民の健康づくりを支援してきましたが、自主的な健康づくりや健康管理、子どもや保護者の健康づくり、こころの健康の理解への取り組みは重要課題です。

期間中の町の主な取り組み

■生活習慣病の発症予防と町民の自主的な健康づくりの支援

課題解決のための町民等の役割

■町民…自主的な健康づくりや健康づくりの事業等への参加

3-2 高齢者福祉の充実

施策の目的

対象	目指す状態
町民・地域	近所の高齢者を地域で見守っている
高齢者	健康の維持に努めるとともに、積極的に社会参加している

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
認知症サポーターの数	4,610人	増加	5,879人
要介護の高齢者の割合(要支援を除く)	16.7%	維持	16.7%

前期基本計画の検証

今後の団塊の世代が後期高齢者になり需要が増加することへの対応も含め、高齢者福祉サービス・介護サービスの充実を図るとともに、介護予防や認知症の早期発見・治療などの取り組みを強化する必要があります。

期間中の町の主な取り組み

■高齢者の介護予防事業の強化と居場所づくり

課題解決のための町民等の役割

■町民・地域…日頃から高齢者の見守り

3-3 子育て支援の充実

施策の目的

対象	目指す状態
町民・地域	地域全体で子どもを見守り、地域で子どもを育てるという意識を共有している
保護者	子育てにかかる不安や負担が軽減され、安心して子育てをすることができる
子ども	必要な教育・保育が適切に提供されている

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
子育てしやすい環境(育児や保育など)のまちだと思ふ町民の割合	72.8%	増加	82.6%
この地域で子育てをしたいと思ふ親の割合	95.5%	増加	100.0%
(年度当初の)認定こども園等の待機児童数	0人	維持	0人

前期基本計画の検証

こども園化や児童クラブの対象年齢の拡大に取り組んできましたが、今後もさらに子育てしやすい環境づくりに取り組む必要があります。また、老朽化した施設の改築などの整備も必要となります。

期間中の町の主な取り組み

■子育て支援センターのサービス向上と支援拠点の機能の充実

課題解決のための町民等の役割

■町民・地域…地域全体で子どもを育て、子ども達を見守る

3-4 障がい者福祉の充実

施策の目的

対象	目指す状態
町民・地域・事業所	障がい者への理解が浸透し共生している
障がい者	積極的に社会参加しつつ自立した生活を過ごしている

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
障害者総合支援法によるサービス利用者の障害者手帳所持者に占める割合	11.7%	増加	13.3%
地域生活支援事業利用者の障害者手帳所持者に占める割合	10.2%	増加	11.8%

前期基本計画の検証

障がい者やその家族のニーズを踏まえ、関係機関と連携した障がい者の社会参加と自立した生活に向けた取り組みを継続する必要があります。

期間中の町の主な取り組み

■障がいのある方の自立した日常生活又は社会生活のための支援

課題解決のための町民等の役割

■福祉サービス事業者…「在宅サービス及び施設サービス」の安定供給

3-5 支えあい尊重される社会の実現

施策の目的

対象	目指す状態
地域・事業所	あらゆる人権が尊重され多様な人々が共生している
事業所	男女共同参画推進まちづくり行動計画を理解し、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
必要な時に隣近所や地域で支えあって生活している町民の割合	73.6%	増加	76.1%
男女共同参画推進まちづくり行動計画を知っている事業所の割合	36.7%	増加	42.2%

前期基本計画の検証

地域での支えあいは維持されていますが、各種ハラスメントや人権の侵害などについては、増加傾向にあり、啓発活動や相談窓口の充実などの取り組みを強化する必要があります。

期間中の町の主な取り組み

■町民同士では支えきれない悩みや問題に対応する地域福祉推進の体制づくり

課題解決のための町民等の役割

■関係団体…関係機関が連携した地域福祉推進の体制づくり



※「計画期間中の町の主な取り組み」及び「施策の目標達成のための町民等の役割」については、掲載の都合上、計画の一部を記載しております。

就労環境の向上を図るとともに、 多様な働き方を実現するまちづくりを進める

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

4-1 農業の振興

施策の目的

対象	目指す状態
農業者	選ばれる農産物を生産し活力ある農業経営が営まれている
農地	生産性の高い農地が保全されている
町民	町内農産物を食べておいしさを実感し情報発信している

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
認定農業者数	259人	減少抑制	254人
農業振興地域内の耕作放棄地	62ha	増加抑制	65ha
農産物加工に取り組んでいる農家数	19戸	増加	26戸

前期基本計画の検証

新規の認定農業者は増加しているものの、高齢化等にもとない離農者も増加し、得意産業である農業は厳しい状況にあり、農業所得の向上のためにも、六次産業化や農産物のブランド化、複合経営などへの取り組みを促進する必要があります。

期間中の町の主な取り組み

- 六次産業化や農産物のブランド化の支援と販路の拡大

課題解決のための町民等の役割

- 農業者…新技術の導入や付加価値の高い農産物の生産、効率的な生産、複合経営

4-2 林業の振興

施策の目的

対象	目指す状態
森林	良好な森林の自然環境と施業環境が維持されている
特用林産物生産者	安定した生産が行われている
森林施業者	安定した施業・生産・流通が行われている

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
森林保全を目的とした施業面積	206ha	増加	277ha
生しいたけの生産量	37,800kg	増加	54,100kg
木材生産量	6,023m ³	増加	6,625 m ³

前期基本計画の検証

林業は年々衰退しており、自然環境の保全の面からも健全な森林空間を維持することが必要です。また、特用林産物の生産と出荷も低迷しており、生産性向上の支援が必要です。

期間中の町の主な取り組み

- 林道の開設や維持管理、木材加工流通施設の整備や高性能林業機械の導入等の支援

課題解決のための町民等の役割

- 事業所…林業事業に係る施設や機械の整備

4-3 観光の振興

施策の目的

対象	目指す状態
観光関連事業者	連携しながら戦略的な観光事業に取り組み成果をあげている
町民・地域	おもてなしの心が醸成され積極的に観光客に接している
観光客	多くの人々が訪れ、また来たいと思ってくれる

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
町内施設宿泊者数	16,155人	増加	16,600人
観光ガイドの回数	78件	増加	89件
観光消費額	15,305万円	増加	17,000万円

前期基本計画の検証

観光まちづくりに対する町民の意識も高まりつつありますが、魅力化や受入体制の充実、誘客活動は十分な状況ではなく、観光推進体制を強化する必要があります。

期間中の町の主な取り組み

- 観光まちづくりの体制の確立及び観光消費額の増加

課題解決のための町民等の役割

- 団体(事業者)…地域の資源や機能を最大限の活用

4-4 商工業の振興

施策の目的

対象	目指す状態
商工業者	経営改善し担い手や雇用を確保している
町民	就業の場が増えている

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
商工業事業者数	775人	減少抑制	770人
創業者数	2件	増加	13件

前期基本計画の検証

地元の商業店舗数は年々減少しており、商工会等と連携し、質の高い雇用の場の提供と地元商品の販売促進など、商店街等の活性化に取り組む必要があります。

期間中の町の主な取り組み

■市街地の賑わい創出など商工業環境の充実と商店街の活性化

課題解決のための町民等の役割

■町民…商店街等のイベント参加や町内商店等の利用



※「計画期間中の町の主な取り組み」及び「施策の目標達成のための町民等の役割」については、掲載の都合上、計画の一部を記載しております。

町民が、生涯にわたって学び、よりよく生きる

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

5-1 子ども教育の充実

施策の目的

成果指標と目標値

対象	目指す状態	成果指標	現状値	方向性	目標値
学校	子どもに質の高い教育を行っている	標準学力検査(N・R・T)の偏差値(小学6年生)	53.1	向上	54.0
		標準学力検査(N・R・T)の偏差値(中学3年生)	50.2	向上	52.0
子ども	「知・徳・体」バランスのとれた人間性と社会性を身につけている	肥満傾向の割合	12.2%	減少	9.9%
		将来人の役に立つ人間になりたいと思う生徒の割合(中学3年生)	69.4%	増加	75.0%

前期基本計画の検証

多くの子どもたちは健全に成長していますが、複雑化する社会の中で教育現場においては、学習指導要領の変更もあり、指導力のある教員などの確保や施設・設備の充実が必要です。

期間中の町の主な取り組み

- 「みさとの教え」や「みさとの学び」の実践や体験学習と幼児期の健康な体づくり

課題解決のための町民等の役割

- 家庭…基本的な生活習慣を身につけさせる

5-2 生涯学習の充実

施策の目的

成果指標と目標値

対象	目指す状態	成果指標	現状値	方向性	目標値
地域	町民が生涯学習に参加する機会を継続して提供している	生涯学習講座に参加している町民の割合	37.7%	増加	38.0%
町民	日頃から自主的学習に取り組んでいる	目標を持って学習を行っている町民の割合	40.0%	増加	42.0%

前期基本計画の検証

町民自らの生涯学習への取り組み状況が伸び悩んでいることから、新公民館体制を機に町民ニーズに適した生涯学習プログラムの提供や仕組みづくりに取り組む必要があります。

期間中の町の主な取り組み

- 町民の交流の場の提供や豊かな心が育まれる生涯学習機会づくり

課題解決のための町民等の役割

- 町民…自ら進んで学習し、学習成果を地域づくりに活用

5-3 生涯スポーツの充実

施策の目的

成果指標と目標値

対象	目指す状態	成果指標	現状値	方向性	目標値
地域	町民がスポーツに参加する機会を継続して提供している	スポーツ施設の利用者数	119.87千人	増加	120.22千人
町民	日頃から健康維持と体力向上に励んでいる	実際にスポーツを行っている町民の割合	35.1%	増加	41.8%

前期基本計画の検証

個人的な健康への意識や、運動やスポーツへの取り組みは高まっていますが、さらに町民が参加しやすい環境づくりや参加機会の充実が必要です。

期間中の町の主な取り組み

- 生涯スポーツの課題認識と多くの町民が気軽に参加できる環境づくり

課題解決のための町民等の役割

- 町民…健康維持と体力向上のために目標を持って運動

5-4 地域文化の振興

施策の目的

対象	目指す状態
文化財・地域の歴史文化	適切に保存され、その価値を損なうことなく活用されている
地域	地域の歴史文化に魅力を感じ、保存・継承している
町民	地域の歴史文化を学び、その魅力を情報発信している

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
町内文化財の保存・活用事業の件数	131件	増加	207件
地域の歴史や文化財に親しむ機会を持った方の人数	1.25千人	増加	1.57千人
町の歴史文化に興味・関心のある町民の割合	10.2%	増加	18.5%

前期基本計画の検証

地域の歴史文化に触れる機会(講演会等)を利用する町民は高齢者の割合が高いため、今後の歴史文化の継承を考慮すると、若い世代への魅力や継承の意義の発信が必要です。

期間中の町の主な取り組み

- 『会津美里町歴史文化基本構想』に基づく文化財を有効に活用したまちづくり

課題解決のための町民等の役割

- 地域・団体…文化財の保護・保全への協力と伝統芸能等の保存継承



※「計画期間中の町の主な取り組み」及び「施策の目標達成のための町民等の役割」については、掲載の都合上、計画の一部を記載しております。

町民が主体的に地域づくりに参画できる環境づくりを進め、地域の個性を活かしたまちをつくる

政策6 魅力と個性のある地域づくり



6-1 地域活動の推進

施策の目的

対象	目指す状態
地域	地域の盛んなコミュニティや活動が維持されている
町民	地域活動に積極的に参加している

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
地域活動の推進に満足している町民の割合	53.8%	増加	61.1%
地域活動に参加している町民の割合	54.0%	増加	59.7%

前期基本計画の検証

地域活動に参加している町民の割合は増加傾向にありますが、人口減少や地域コミュニティの希薄化により、これまでの地域活動を維持するために特定の住民に負担がかかっている状況であり、さらなる参加の促進や地域間連携による補完が必要です。

期間中の町の主な取り組み

- まちなか再生と地域づくり活動が安定的・持続的に展開できる人材の育成・確保・活躍や「地域おこし協力隊」による地域協力活動

課題解決のための町民等の役割

- 町民・地域…地域課題を的確に把握し、解決に向けて町と協働で取り組む

6-2 多様な交流と連携の推進

施策の目的

対象	目指す状態
地域	他の地域との盛んな交流や連携が維持されている
町民	本町を愛し定住する町民が増えている
町民(若い世代)	結婚・出産の希望がかなえられている
町外住民	本町に魅力を感じて移住する人が増えている

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
多様な交流と連携の推進の町民満足度	58.5%	増加	68.2%
人口における社会動態(転入-転出)	-58人	減少抑制	-30人
年間出生者数	113人	減少抑制	100人
移住・定住相談窓口を通じた移住世帯数	26世帯	増加	65世帯

前期基本計画の検証

移住者の増加などにより都市間交流や観光などの交流人口も維持され社会動態は微減となっていますが、加速する人口減少に対してさらなる取り組みが必要です。

期間中の町の主な取り組み

- 若者の会津管内での就業促進や町内への定住支援と移住定住環境の提供

課題解決のための町民等の役割

- 団体…交流機会を企画し、積極的な民間レベルの交流を図る



※「計画期間中の町の主な取り組み」及び「施策の目標達成のための町民等の役割」については、掲載の都合上、計画の一部を記載しております。

町民に信頼される行政の推進

行政改革大綱

健全な財政運営の推進

施策の目的

対象	目指す状態
町の財政	健全な財政運営が維持されている
公共施設	整理統廃合が進められ財政負担が軽減されている

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
経常収支比率	90.4%	増加抑制	91.8%
実質公債費比率	5.6%	減少	5.2%
将来負担比率	0.0%	増加抑制	39.2%

前期基本計画の検証

実質公債費比率は減少していますが、経常収支比率は増加しており、合併による交付税の特例措置も令和2年度で終了することから、さらに厳しい財政状況が予想され、コスト削減や自主財源の確保などによる財政の健全化に取り組む必要があります。

期間中の町の主な取り組み

- 町が保有、管理する公共施設を整理し、売却等による財源確保や維持管理経費の削減

課題解決のための町民等の役割

- 町民・事業所…町の財政に対し関心を持つ

効率的な行政運営

施策の目的

対象	目指す状態
行政	効率的な行政サービスを提供している
行政	効率的な体制で運営されている

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
職員が町民の立場に立った対応を行っていると考える町民の割合	56.0%	増加	65.5%
町民がムダのない行政サービスが提供されていると考える割合	44.5%	増加	62.9%

前期基本計画の検証

町民に信頼される行政運営を推進するためには、ICT*やIoT*の活用などにより、より一層の効率化に取り組むことが必要です。

期間中の町の主な取り組み

- ICTを活用した行政運営の効率化と行政サービスの効率化

課題解決のための町民等の役割

- 町民・地域・事業所…行政活動に関心を持ち、行政に対し意見・提案

※ICT Information & communication Technology の略で情報通信技術のことです。
 ※IoT Internet of Things の略でコンピューター以外の多種多様な「もの」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りし、制御する仕組みのことです。



町民参加の推進

施策の目的

対象	目指す状態
町民	知りたい町の情報が得られている
町民	行政のまちづくりに意見を言っている
町民	町民ニーズがまちづくりに反映されている

成果指標と目標値

成果指標	現状値	方向性	目標値
必要な情報が提供されていると考える町民の割合	71.4%	増加	75.0%
まちづくりに対して意見を言う機会があると考える町民の割合	43.3%	増加	50.0%
町民ニーズがまちづくりに反映されていると考える町民の割合	45.6%	増加	55.0%

前期基本計画の検証

町民参加条例の制定など町民がまちづくりに参加するための機会や仕組みを構築しましたが、町民のまちづくりへの参加意識や参加状況は十分ではないことから、町民の立場に立った町民参加機会の提供や制度の普及啓発の充実が必要です。

期間中の町の主な取り組み

- 行政情報の適切な管理と町民にわかりやすい情報の効率的・効果的発信
- 町民参加の機会の提供と町民の声をいかした町民主体のまちづくりの推進

課題解決のための町民等の役割

- 町民…自主的・自発的にまちづくりへ参加

会津美里町第3次総合計画

基本構想・後期基本計画

— ダイジェスト版 —



〔 発 行 〕

会津美里町

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

〔 編 集 〕

会津美里町政策財政課 電話 0242-55-1171

会津美里町第3次総合計画

基本構想・後期基本計画

(案)

まるごといいね！ 会津美里

～ 人咲き 花咲き 文化輝く
希望あふれる未来へ ～

会津美里町第3次総合計画

基本構想

2016 ▶ 2025
平成28年度 令和7年度

基本構想 目次

序 総合計画策定にあたって

1	総合計画策定の趣旨	1
2	総合計画の位置づけ	1
3	総合計画の構成と期間	2
4	総合計画の評価と進捗管理	3
5	近年の本町の歩み	4

基本構想

1	状況の変化と課題	
1-1	本町をとりまく状況の変化	6
1-2	町として取り組むべき重要課題	8
2	まちの将来像	
2-1	推計人口及び目標人口	9
2-2	まちの将来像	11
3	将来像を実現する政策の柱	
3-1	6つの政策と政策実現のための基盤	12
3-2	重点プロジェクト「いいね！プロジェクト」	14
4	政策体系	15
5	土地利用構想	17

序 総合計画策定にあたって

1 総合計画策定の趣旨

会津美里町は、平成 17 年（2005 年）10 月 1 日に会津高田町、会津本郷町及び新鶴村が合併し、誕生しました。

本町では、これまで、合併時に策定した「会津美里町まちづくり計画」及び平成 18 年度（2006 年度）からの「第 1 次振興計画」において、目指すまちの将来像とその実現のための課題を明確にし、課題解決のための体制づくりや様々な取り組みを行ってきました。

また、平成 23 年度（2011 年度）からの「第 2 次総合計画」においては、さらなる課題解決の手段として町民や行政の役割分担、行政評価の視点を入れて、効率的かつ効果的な取り組みを行ってきました。

しかし、第 2 次総合計画に人口推計として用いた「国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）」よりも人口が減少しており、人口減少対策の重要性が高まっています。

このため、本町では第 2 次総合計画の成果検証を踏まえ、平成 28 年（2016 年）に「第 3 次総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を策定し、戦略的な施策展開や効果的かつ透明性の高い行政経営※、さらには、町民と一体となった持続性のあるまちづくりを推進していきます。

このような中、前期基本計画は令和 2 年度（2020 年度）に計画期間が終了することから、令和 3 年度（2021 年度）からの後期基本計画を策定するとともに、社会・経済情勢の長期展望などを踏まえて基本構想の一部を改定しました。

2 総合計画の位置づけ

総合計画に定める基本構想は、従来、市町村の行政運営の総合的な指針として、地方自治法により策定が義務づけられていました。平成 23 年（2011 年）の改正地方自治法の施行後は、基本構想の策定は市町村の判断に委ねられることとなりましたが、本町では平成 24 年（2012 年）10 月に会津美里町議会基本条例を制定し、基本構想及び基本計画の策定に関することを議決案件としています。

このため、本総合計画は、本町の行政経営の総合的な指針であるとともに、町民と一体となりまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針であり、本町の最上位計画として位置づけられるものです。

なお、本総合計画は、合併時に策定した「会津美里町まちづくり計画」の理念を尊重し、計画内容の整合を図るものとします。

※行政経営 行政の運営を「管理」ではなく「経営」と考え、民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れて町民の目線に立ったサービスを提供することで、町民の満足度が向上するように「成果」に重点を置いた行政活動を行っていくことをいいます。

3 総合計画の構成と期間

本総合計画は、基本構想及び基本計画で構成しています。

基本構想

基本構想は、長期を見通し、社会経済状況等の短期的な状況の変化にとらわれない町の将来像（ビジョン）や実現すべき地域社会や価値を示すものです。

基本構想の計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。

基本計画（後期）

基本計画は、基本構想と行政の事務事業をつなぐ計画であり、社会経済状況や国の制度の変化等に柔軟に対応するとともに、基本構想の実現に向けて実施する施策や主な取り組みを示すものです。

基本計画の計画期間は 5 年間とし、平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの前期基本計画に続き、後期基本計画の計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までとします。

なお、基本構想及び基本計画をもとに、特定分野の施策の具体化のため、個別計画等を必要に応じて策定するとともに、基本計画に掲げた施策の目的達成のための具体的な事務事業については、実施計画を策定することとします。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
	第 2 次総合計画 基本構想					第 3 次総合計画 基本構想									
	第 2 次総合計画 基本計画					第 3 次総合計画 基本計画（前期）					第 3 次総合計画 基本計画（後期）				

図 総合計画の期間

4 総合計画の評価と進捗管理

総合計画の進捗管理にあたっては、第2次総合計画と同様に、成果重視の効果的かつ効率的な行政経営を実施していくための仕組みとして「行政評価」を活用し、各施策については具体的な成果を図るための指標と目標値を設定します。毎年度、達成状況を評価し、評価結果に基づく適切な改革・改善を実施し、次年度以降の行政経営に反映させていきます。また、引き続き、評価結果は町ホームページ等で公表することにより、町民の立場に立った行政経営の実現と透明性の確保を図ります。

5 近年の本町の歩み

第2次総合計画（平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度））から第3次総合計画前期基本計画（平成28年度（2016年度）～令和元年度（2019年度））の計画期間中の本町の歩み（主なもの）は以下のとおりです。

なお、第3次総合計画の政策に分類して示します。

自然に配慮した環境づくり

平成23年12月28日	主要地方道会津坂下会津高田線新屋敷バイパス開通
平成24年11月4日	新鶴スマートIC利用150万台達成
平成25年1月31日	新鶴地域佐賀瀬川配水池紫外線処理施設完成
平成25年10月21日	東尾岐(勝負沢)携帯電話基地局完成
平成25年12月19日	会津高田浄化センター増設工事完成
平成25年12月27日	一般県道下郷会津本郷線関山バイパス開通
平成26年5月16日	新鶴スマートIC利用200万台達成
平成26年6月1日	新鶴スマートIC24時間化開始
平成26年7月1日	空き家等の適正管理に関する条例施行
平成26年10月29日	博士峠トンネル中心杭設置式
平成27年2月17日	関山地区栃沢浄水場新設水源工事完成
平成27年2月18日	太陽光発電用地賃貸借契約(稲岡)
平成29年4月1日	会津美里町住まいるバンク制度開始
平成29年8月10日	新鶴スマートIC利用300万台達成

安心で安全な暮らしづくり

平成24年5月26日	会津美里消防団民報金ばれん受賞
平成24年7月11日	宮城県美里町と災害時相互応援協定締結
平成26年10月1日	防災情報システム放送の登録制メール配信開始
平成29年6月22日	会津美里町と町内郵便局との地域の安全安心に関する協定書締結式

健やかで人にやさしいまちづくり

平成23年4月1日	認定こども園ひかり開園
平成24年1月10日	宮川児童クラブ館開所
平成24年4月1日	子育て支援センターすくすくハウス開所
平成25年4月1日	本郷児童クラブ開所
平成25年8月1日	あいづじげん健康ポイント倶楽部スタート
平成25年10月1日	地域見守りネットワーク協定締結
平成29年4月1日	児童クラブ対象年齢の拡大により小学6年生までの児童の受け入れ開始
平成30年3月31日	ひまわり保育所・さくら保育所が閉所
平成30年4月1日	認定こども園きぼう開園
平成31年3月31日	本郷幼稚園・保育所、新鶴幼稚園・保育所閉園(所)
平成31年4月1日	本郷こども園、新鶴こども園開園

元気と賑わいのある産業づくり

平成 23 年8月 11 日	復興PR全国キャラバン開始
平成 24 年9月3日	新鶴工業団地完売
平成 26 年4月1日	基幹農道宮川線「さずな橋」開通
平成 27 年6月5日	林道駒谷関山線開通
平成 27 年6月 19 日	高田工業団地に会津みどり農業協同組合高田営農経済センター会津美里集出荷場完成
平成 28 年9月 16 日	高田工業団地に全国農業協同組合連合会会津広域連合集出荷施設「美米蔵」完成

学びあい未来を拓く人づくり

平成 24 年 3 月 21 日	本郷中学校体育館改築
平成 24 年 10 月 20 日	ふれあいウォーク開始
平成 25 年3月 31 日	本郷第一小学校閉校
平成 25 年3月 31 日	本郷第二小学校閉校
平成 25 年4月1日	本郷小学校開校
平成 25 年4月1日	本の郷図書館開館
平成 25 年 11 月 17 日	第 25 回ふくしま駅伝 町の部優勝
平成 26 年9月 30 日	左下り観音堂福島県重要文化財指定
平成 27 年3月2日	伊佐須美神社御田植祭が国の選択無形民俗文化財に選択
平成 28 年4月 25 日	会津の三十三観音めぐりが日本遺産に認定
平成 31 年3月 28 日	伊佐須美神社御田植祭が国の重要無形民俗文化財に指定
平成 31 年3月 31 日	本郷公民館・新鶴公民館・高田地域各地区公民館廃止
平成 31 年4月1日	公民館1館体制開始、各小学校区に生涯学習センター開設
令和元年5月7日	新会津美里町公民館・会津美里町図書館開館

魅力と個性のある地域づくり

平成 27 年 10 月 15 日	栃木県那須町と友好都市及び災害時相互応援協定締結
平成 28 年1月 15 日	宮城県美里町と友好都市協定締結
平成 28 年5月 27 日	会津美里町と会津信用金庫との地方創生に関する包括連携協定締結
平成 29 年4月1日	会津美里町町民の歌～美しきふる里～を制定

町民に信頼される行政の推進

平成 24 年 10 月1日	議会基本条例施行
平成 25 年5月 31 日	福島県優良町村賞受賞
平成 27 年4月1日	新総合行政システムの運用開始
平成 27 年 10 月1日	会津美里町合併 10 周年記念式典
平成 31 年4月1日	会津美里町組織機構改革
平成 31 年4月 26 日	会津美里町役場高田庁舎閉庁式
令和元年5月7日	会津美里町役場本庁舎及び複合文化施設(じげんプラザ)開所

基本構想

1 状況の変化と課題

1-1 本町をとりまく状況の変化

人口減少

日本の人口は 2008 年をピークとして、人口減少時代に入り、今後は一貫して人口が減ると予測されています。これにより、社会経済の縮小、国民の生活水準の低下等が懸念されています。

本町においても、出生率の低下をはじめとした全国的な要因に加え、若年層の恒常的な町外流出などの要因により、全国を上回る速度で人口減少が進行しています。

今後、産業や地域コミュニティの担い手の減少や消費市場の縮小など、地域活力の低下が懸念されています。

少子高齢化

人口減少とともに、本町においても少子高齢社会が続くと予測されています。

人口減少や出生率の低下に歯止めをかけるため、町民が安心して子どもを産み・育てられる環境づくりや子育て支援の充実が求められています。

高齢者を支える世代が減少するなか、医療・福祉関係者が連携し、地域全体でお年寄りをサポートする地域包括ケアの体制づくりや、健康寿命の延伸、さらに、高齢者が生きがいを持ち、社会で活躍できる環境づくりが求められています。

人口の都市部への集中

若者世代の東京圏への一極集中など、人口の都市部への集中が続いていることにより、地方と都市部の人口、産業構造の偏りが全国的な課題となっています。

これらの解消に向け、地方においては、各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を活かした取り組みを自主的・主体的に行うことにより、人口の流出に歯止めをかけ、活力を維持し、適正な規模での地域経営を進めることが求められています。

災害・地球環境の脅威と持続可能な社会

東日本大震災をはじめとする地震や津波、地球温暖化に伴う気候変動による風水害や土砂災害が頻発・激甚化しており、ハード・ソフトの適切な組合せによる防災・減災対策による国土の強靱化を推進するとともに、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築することが必要です。

一方、我が国の社会資本は高度成長期以降に集中的に整備されたため、建設後 50 年を経過する施設が今後加速度的に高くなり、インフラの老朽化が急速に進み、維持管理・更新費用も増加するものと見込まれます。

特に、合併により類似する公共施設を複数保有している本町においては、中長期的なメンテナンスサイクルの構築や施設の統廃合等により、公共施設の最適化が求められています。

ICT[※]など技術革新の進展

近年のICTの劇的な進化は国民の生活や企業活動、経済社会に大きな変化をもたらし、そのスピードは近年加速度的に増加しています。今後、ICTに限らず様々な分野における技術革新が上記の課題の解決を含め大きな変革を社会にもたらす可能性があります。

一方で、ICTシステムの標準化が不十分であるため、ICTの利便性が最大限発揮されていない面もあり、行政が標準化を主導することが必要です。

本町の行政運営においても、こうした情報化技術の進化やICT推進をめぐる状況の変化に的確に対応するとともに、政策・施策の推進にあたっては、ICTの利活用をより一層推進することが求められています。

価値観の変化と共助社会

社会の成熟化に伴い国民の価値観が多様化しています。経済的豊かさを目指す「経済志向」、自然や地域に根付いた生活により金銭に換算できない豊かさを求める「生活志向」など、働き方や生き方について様々な価値観に基づくライフスタイルを実現することも可能となっており、都市住民の間で地方での生活を望む「田園回帰」の意識が高まっています。

また、結婚や出産後も仕事を継続しキャリアを積んでいくことを希望する女性や、退職後も健康であれば働き続ける意向を持つ高齢者も増加しており、新しいライフスタイルにも対応しつつ、個人が生活や仕事での希望を実現できる経済社会システムを構築することが必要です。

一方、若者の流出や高齢化等によるコミュニティ構成員の高齢化、構成員数の減少等により、地域コミュニティの弱体化が進んでいます。

地域づくりにおいては自助、自立を第一としつつも、自助、共助、公助のバランスが取れている必要がありますが、公助について財政上の制約がある中で、共助に期待される分野が拡大しており、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを進めていくことが必要です。

国土空間の変化

人口減少が進行している地方では、市街地における低・未利用地や空き家、荒廃農地、必要な施業が行われない森林、所有者の所在の把握が難しい土地等の問題が顕在化しています。

人口減少に対応しつつ、国土を適切に管理するとともに、これを好機ととらえた自然環境、生活環境等の改善を進めることにより、美しい国土を守り次世代に継承することが求められます。

※ICT Information & Communications Technology の略で、情報通信技術のことです。情報技術のIT (Information Technology) に情報・知識の共有といった「コミュニケーション」の重要性や意味を付加した言葉です。

1-2 町として取り組むべき重要課題

町の活力の維持

人口減少や少子高齢化という地方が直面する大きな課題を克服し、産業の生産性向上による成長力の強化と雇用の創出や、出会い・結婚・出産・子育てまでの切れ目のない支援の充実・強化に加え、誰もが健康で安心して暮らし続けられる取り組みが求められています。

特に、地域に仕事をつくり、安心して働けるようにするためには、地域特性を活かした産業を維持・拡充していく取り組みや、地域の実情に応じた新たなビジネスモデルの創出により、それを稼げる産業に成長させることが重要となっています。

また、高校卒業後の就職や大学等への進学、さらには大学卒業後の就職の機会に、東京圏など大都市圏へ移動することによって若者が減少し、それに伴い結婚や出生数の減少にもつながり、本町の人口減少の大きな要因となっていることから、将来にわたり成長力を確保し、地域の活力を維持することが重要課題と捉えています。

美しい町土・安全で住みやすい環境の維持

古くから育まれてきた集落・田園環境など自然と共生した暮らしを継承し、集落や農地を維持するとともに、里山、山林等の自然環境を保全することにより、誰もが安心して住み続けられる環境づくりが重要課題と捉えています。また、子どもから高齢者まで「わがまち」の魅力を感じながら生活できる環境を整え、本町にしかない文化や歴史、街並み等の地域資源の魅力を活用したまちづくりが求められています。

特に、子育て世代や高齢者が安心して住み続けるためには、良好で快適な住環境や、安心して安全な生活環境の整備や機能強化が重要となっています。

さらに、近年に多発している大規模自然災害や新たな感染症の流行等、様々な危機を直視して、平時からの災害等に対する備えをもつことが、喫緊の重要課題となっています。

町の未来を担う人材の確保

町が持続的に発展していくためには、中長期を見据えた若い世代の人材育成に加え、人口減少や高齢化の進行による地域課題の解決に、地域自らが主体的に取り組む人材育成が重要課題と捉えています。

特に、未来を担う子供たちが誰一人として取り残されないよう、「知・徳・体」バランスの取れた子どもたちを育てることが重要です。そのためには、より充実した教育体制や教育環境の整備が重要となっています。

2 まちの将来像

2-1 推計人口及び目標人口

推計人口

本町の人口は、戦後間もない昭和25年（1950年）の38,779人を最大として、その後は、全国の地方と同様に、高度経済成長期（1954～1973年）は東京圏など大都市部への人口移動などにより減少となっています。1975年以降は、安定成長期（1974～1984年）や第2次ベビーブーム（1971～1974年）、平成3年（1991年）頃からの町内での民間による宅地造成や土地区画整理事業による転入者の増加などにより、減少が一旦落ち着いています。

しかし、平成12年（2000年）に27,000人を下回ってから急速に人口減少が進み、平成27年（2015年）の国勢調査の人口は20,913人となり、平成17年（2005年）10月1日に会津美里町が誕生した際の国勢調査の人口24,741人から比較すると3,828人（15.5%）減少しています。

一方、第3次総合計画策定時（平成28年）における推計人口は下図のとおりであり、平成27年（2015年）の推計人口は20,711人としていましたが、会津美里町が誕生して策定した第1次振興計画及び第2次総合計画に基づき、町民と行政が一体となって様々な課題に対し総合的かつ計画的に取り組んだ結果、平成27年（2015年）国勢調査の人口は20,913人となり、推計人口を202人上回る結果となっています。

この度の第3次総合計画後期基本計画の策定にあたり、平成27年（2015年）の国勢調査の人口の確定値を基準に、令和2年（2020年）の国勢調査の人口を推計するとともに、令和元年度（2019年度）に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に準拠[※]して、令和7年（2025年）の本町の人口を推計しました。

その結果、本町の人口は、令和7年（2025年）年には17,810人と推計されます。高齢化率は、総人口が減少することから一貫して上昇し、2025年（令和7年）には40%を超えると推計されます。

人口減少の要因としては、高校を卒業して進学又は就職する世代の町外への転出率が高いことがあげられます。また、若い世代の減少による出生数の低下、高齢化の進行による死亡数の増加など、自然減が大きくなっていることも要因のひとつとなっています。

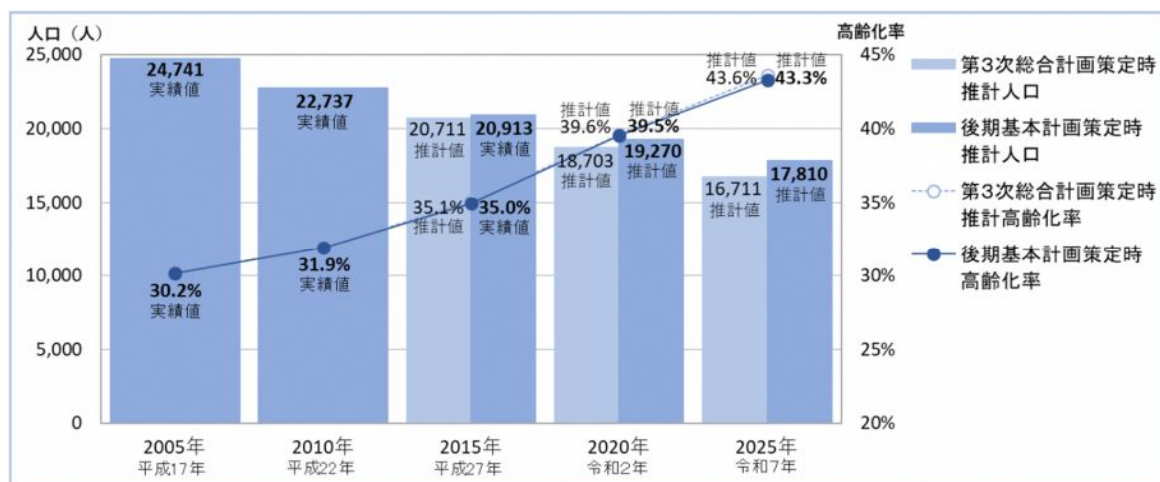


図 人口及び高齢化率の推移

※国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に準拠

厚生労働省の人口等に関する調査研究機関である国立社会保障・人口問題研究所は、国・都道府県・市町村の将来人口を毎年推計しています。そのため、第3次総合計画後期基本計画の策定にあたっては、国や県の推計人口と整合させるため、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に準拠しています。

目標人口

推計した人口がこのまま推移した場合、人口の減少と高齢化が非常に厳しい状況となることが予測されます。

このため、第3次総合計画において、政策・施策及び重点プロジェクトに戦略的に取り組むとともに、「会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」と連携した取り組みを推進し、人口減少に歯止めをかけていきます。

その対策として、関係人口の増加や若年層の転出に歯止めをかけるため、子どもの頃から地域の自然や魅力に触れることにより、「地域を誇りに思う心」を醸成し、地域への愛着心を育てることから始めます。さらには、地域産業や商工業の活性化を図りながら、地域特性を活かして効果的に域外から稼ぎ、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済を強くするとともに、起業しやすい環境を整え、魅力的な働く場を創出していく必要があります。

また、国の政策に加え、本町独自の子育て支援や出会いから子育てまでの希望をかなえる取り組みにより、合計特殊出生率*の増を目指します。

それ以外にも、本町の豊かな自然や地域資源の魅力創出により、町民がまちの魅力を感じ、生涯を通じて健康で安心して暮らし続けられる「暮らしやすさ」を積極的にPRするなど、多様な取り組みを戦略的に実施することにより —

令和7年の目標人口を 18,164人以上とします。

なお、第3次総合計画策定時の目標人口 17,010 人以上を上方修正します。

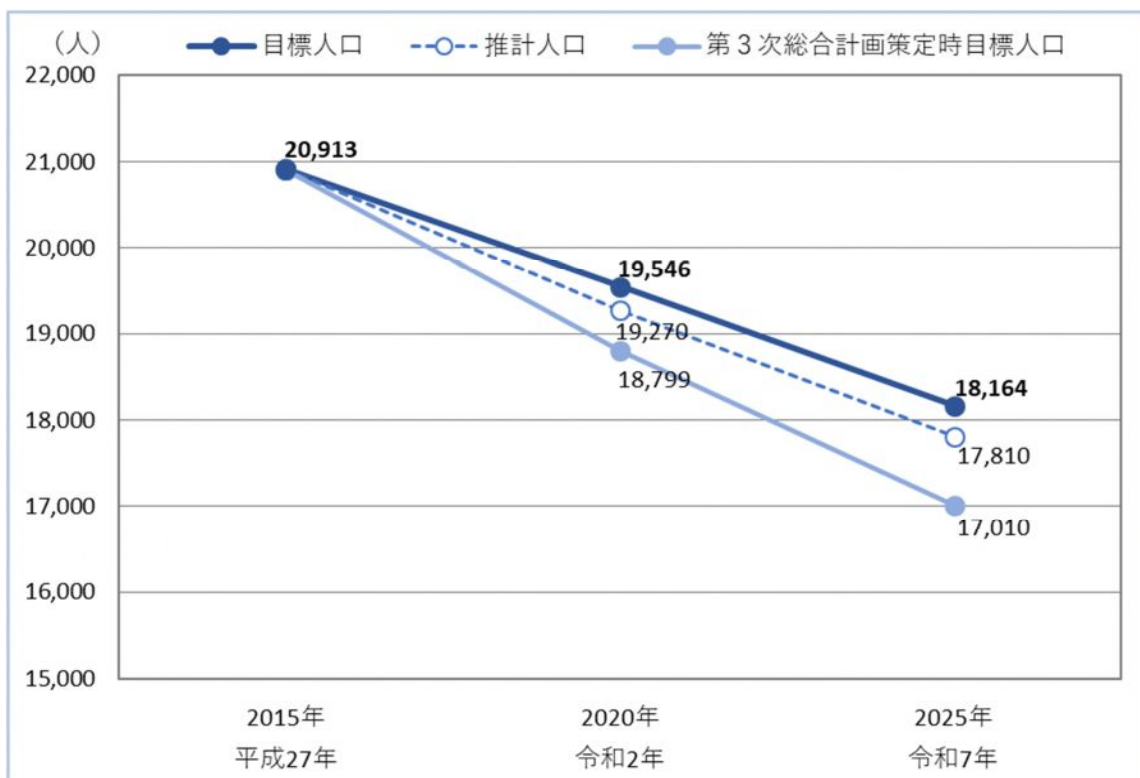


図 推計人口と目標人口

*合計特殊出生率 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

まるごと いいね！ 会津美里

～ 人咲き 花咲き 文化輝く 希望あふれる未来へ ～

本町は、田園に囲まれた市街地や集落、中山間地の集落がある一方、広大な山林が広がり、人の営みと豊かな自然が調和したまちです。会津の歴史が始まった土地であり、古くからの歴史や文化を持つとともに、大沼郡の中心であったことから公共施設が立地し、さらに、会津地方の中心都市である会津若松市に隣接しており、道路網の利便性も高いことから、暮らしやすい生活環境が形成されております。

一方で近年は人口の減少、少子高齢化が進み、町の活力が失われつつあります。このような状況のなかで、いま一度、町民が町の資源や環境の良さを見つめ直し、活性化に取り組むことにより、町民が誇りの持てるまちづくりを目指します。

そのため、町の内外から「いいね！」と言われることを目標とし、「まるごと いいね！ 会津美里」という言葉を将来像として掲げます。

そして、将来も町民（人）が生き生きと暮らし、市街地・集落と豊かな自然が調和した魅力的な環境（花）を維持し、歴史や文化（文化）を発信することにより、魅力的な町になることを願い、また、人口減少に歯止めをかけ、将来の会津美里町に「希望」が持てることを目指して「人咲き 花咲き 文化輝く 希望あふれる未来へ」という副題を掲げます。

3 将来像を実現する政策の柱

まちの将来像を実現するため、次の6つの政策の柱を位置づけ、それぞれの政策の目的を定めるとともに、政策を実現するための手段として施策を位置づけます。

また、これらの政策の推進体制として、健全な財政のもとでの効果的な行政経営と、町民の声をいかした施策の実施が重要であることから、「町民に信頼される行政の推進」を、6つの政策を実現するための基盤として位置づけます。

さらに、政策の柱に加えて、各部門が連携して施策を推進すべき重点プロジェクトを位置づけます。重点プロジェクトは、それぞれのテーマについて、部門をまたいで戦略的に取り組むものとし、町民や事業者、NPO法人や各種団体との協力・連携のもと、施策を推進するとともに、民間活力の積極的な活用を図ります。

3-1 6つの政策と政策実現のための基盤

政策1 自然に配慮した環境づくり

政策の目標 自然と調和した、快適で住みやすい環境をつくる

恵まれた自然環境を、町民共有の財産として認識し、次世代へ引き継いでいくとともに、自然と調和した快適で住みやすい環境整備を進めます。

政策実現のための施策

- ① 自然・生活環境の保全
- ② 生活基盤の整備
- ③ 交通体系の充実

政策2 安心で安全な暮らしづくり

政策の目標 町民が災害に遭うことなく、安心して暮らすことができるまちをつくる

すべての町民が、安全に、安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

政策実現のための施策

- ① 防災・消防体制の充実
- ② 交通安全・防犯体制の充実

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

政策の目標 町民が健やかに生活を送ることができるまちをつくる

子どもからお年寄りまで、町民が地域で健やかに暮らすことができるよう、子育てや医療、福祉の体制づくりを進めます。また、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがいきいきと社会参加できるまちづくりを目指します。

政策実現のための施策

- ① 保健体制の充実と医療の確保
- ② 高齢者福祉の充実
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 障がい者福祉の充実
- ⑤ 支え合い尊重される社会の実現

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

政策の目標 就労環境の向上を図るとともに、多様な働き方を実現するまちづくりを進める

働く人々の就労環境が向上し、所得が増し、安定した生活ができるよう、活力ある産業づくりを進めるとともに、様々なニーズに応じた働き方ができる環境づくりを目指します。

政策実現のための施策

- ① 農業の振興
- ② 林業の振興
- ③ 観光の振興
- ④ 商工業の振興

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

政策の目標 町民が、生涯にわたって学び、よりよく生きる

地域の未来を担う子どもたちをみんなで見守り、育てる地域づくりとともに、一人ひとりが生きがいやこころの豊かさを感じることができるまちづくりを目指します。

政策実現のための施策

- ① 子ども教育の充実
- ② 生涯学習の充実
- ③ 生涯スポーツの充実
- ④ 地域文化の振興

政策6 魅力と個性のある地域づくり

政策の目標 町民が主体的に地域づくりに参画できる環境づくりを進め、地域の個性を活かしたまちをつくる

地域のことは地域に住む町民自らが考え、主体的な活動が出来るような環境づくりと、人々の交流を通じた、町民主体の地域づくりを目指します。

政策実現のための施策

- ① 地域活動の推進
- ② 多様な交流と連携の推進

政策実現のための基盤 町民に信頼される行政の推進（行政改革大綱）

健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、透明性の高い行政経営システムの確立を目指すとともに、「会津美里町みんなの声をまちづくりに活かす条例」をもとに、町民の行政への参加を積極的に進めることで、まちづくりの課題を町民と行政が共有し、互いに連携、協力しながら解決を図っていきます。

政策実現のための施策

- ① 健全な財政運営の推進
- ② 効率的な行政運営
- ③ 町民参加の推進

3-2 重点プロジェクト「いいね！プロジェクト」

元気づくりプロジェクト(人口減少対策)

人口減少を克服し、将来にわたり成長力を確保・維持するため、地域特性を活かした産業の成長力強化や雇用創出、また、出会い・結婚・出産・子育てまでの切れ目のない支援の充実に加え、町民が健康で安心して暮らし続けられる取り組みを推進します。

さらに、高校卒業後や大学等卒業後、地元就職できるような安定した雇用の創出や、地域外からの交流人口を増やすため、関係人口[※]の創出・拡大を活発化させ、新しい人の流れをつくる取り組みを強化します。

里づくりプロジェクト(環境整備)

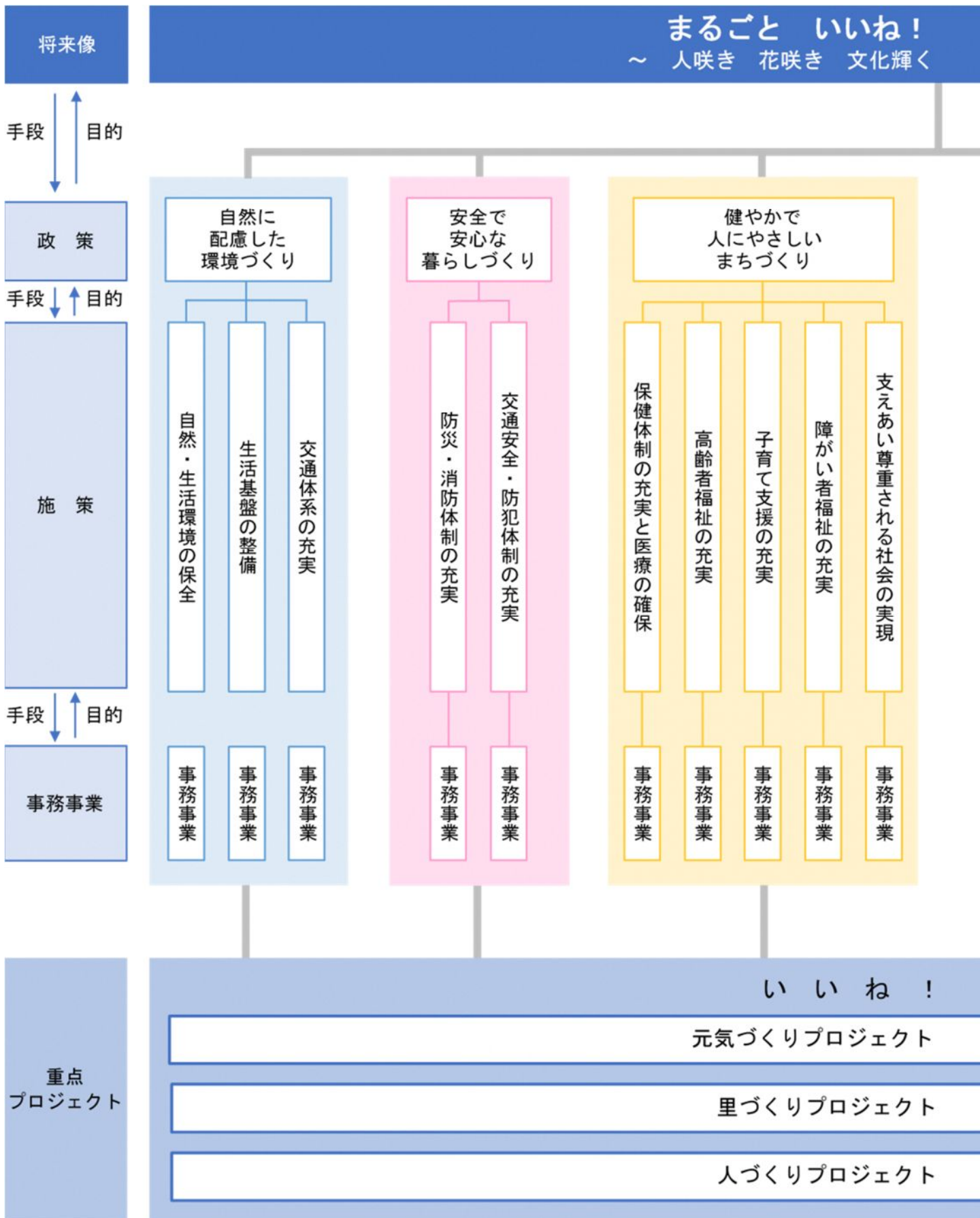
自然環境の保全や生活環境の維持・向上と、都市機能や生活基盤の充実を図り、安全安心で快適に住み続けられるまちの実現を目指します。また、町民が町の魅力を感じながら生活できる環境の整備や、本町にしかない文化や歴史、街並み等の地域資源の魅力創出によるまちづくりを目指します。

人づくりプロジェクト(人材育成)

未来を担う子どもたちの「知・徳・体」をバランス良く育て、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細やかな教育を一層推進します。また、自主的にまちづくりや町民活動に取り組む人材など、多様な人材が育ち、活躍できるまちの実現を目指します。

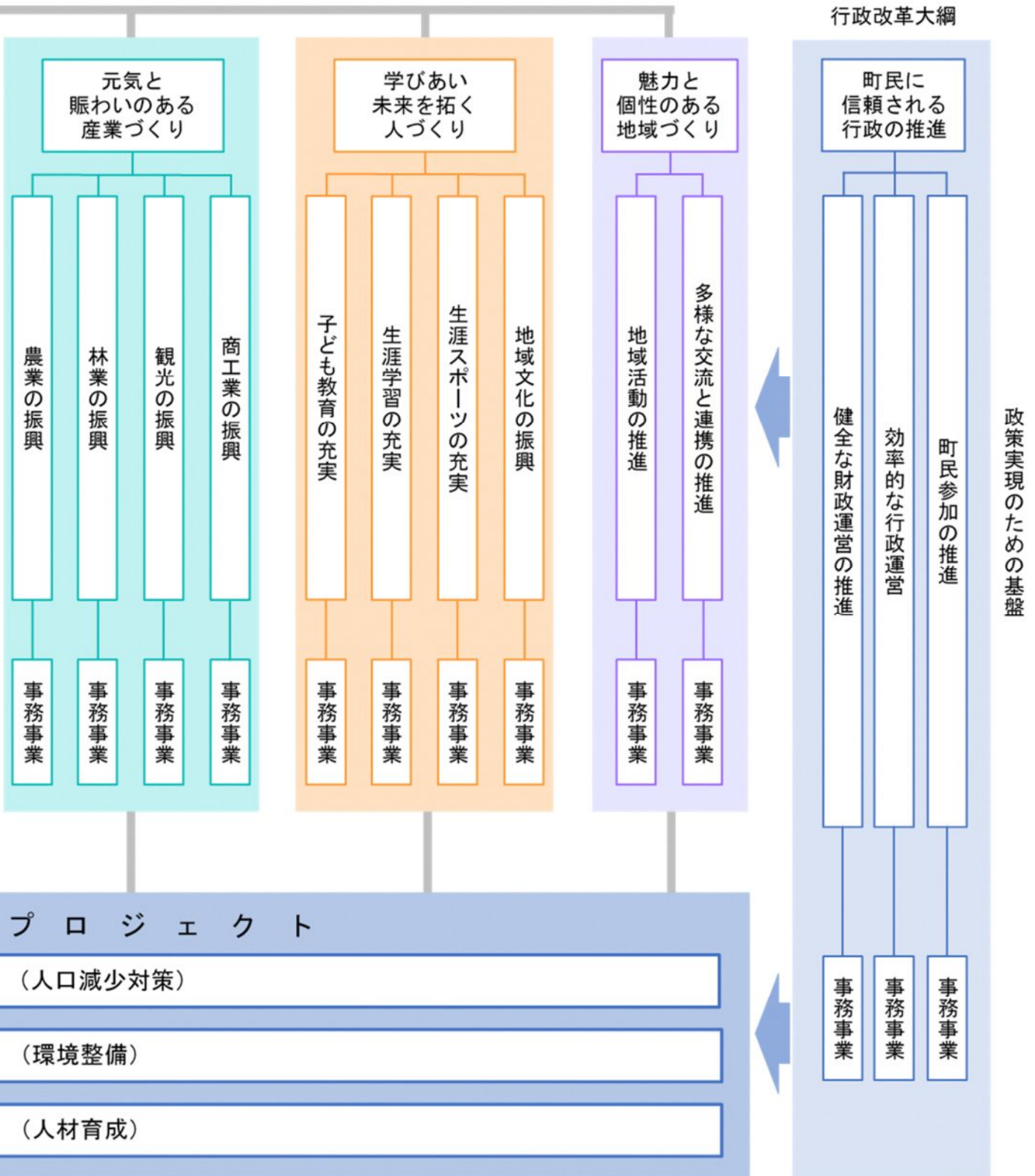
※関係人口 移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」でない、地域や地域の人々と多様に関わる者

4 政策体系



会津美里

希望あふれる未来へ ～



5 土地利用構想

5-1 基本的な考え方

町の土地利用の方針として、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図り、市街地の拡大を抑制するとともに、自然的土地利用を保全することを基本とします。

5-2 エリア別の方針

市街地ゾーン

高田地域および本郷地域の中心部を、主要公共施設や商業機能、産業機能、居住機能が集積する地区と位置づけ、市街地環境の維持・向上を図ります。

田園ゾーン

平地を中心としたエリアを田園ゾーンとして位置づけます。特に、散居型の集落構造は本町の特徴となっており、集落と集落を囲む水田、水路等からなる景観は町の重要な要素であることから、景観および田園環境の維持・向上を図ります。

田園ゾーンにおいて新規の土地利用を図る際は、周辺への影響に配慮し、環境の維持に努めることとします。

里山・山林ゾーン

山間部と街道沿いの集落を、山林・里山ゾーンとして位置づけます。自然環境の保全と、集落環境、景観の維持・向上を図ることとします。

5-3 拠点の位置づけ

生活拠点

高田地域市街地中心部は、公共施設等の中心的機能を強化するとともに、高田地域の生活を支える商業等の機能を維持する生活拠点として位置づけます。また、本郷地域市街地中心部を、地域の生活を支える機能が立地する生活拠点として位置づけ、商業等の機能を維持します。さらに、新鶴駅周辺を新鶴地域の生活拠点として位置づけ、公共公益施設の機能の維持を図ります。

産業拠点

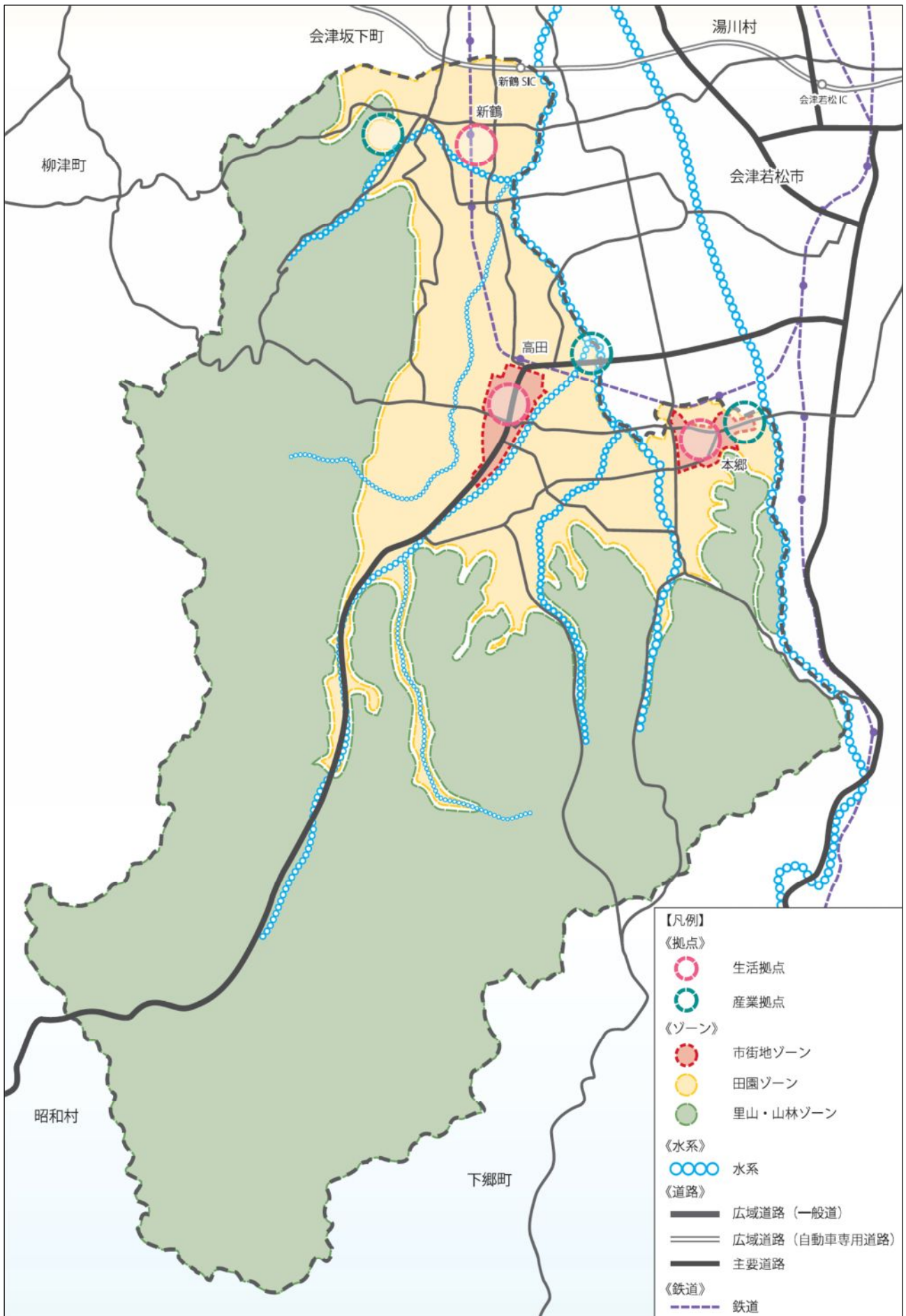
各工業団地を産業拠点として位置づけ、産業機能の立地、集積を図ります。

5-4 道路

広域幹線道路である磐越自動車道、国道 401 号、および町域内の幹線道路を、まちの骨格として位置づけます。各拠点間の連携や、道路環境の向上の観点から、必要に応じて道路整備の促進を図ります。

5-5 水路

宮川等の河川や、農業用水路を、町の骨格を形づくる水系として位置づけます。水系の適正な維持・管理を行うとともに、周辺環境の特性に応じて、親水機能の維持・向上を図ります。



会津美里町第3次総合計画

基本計画

後期基本計画

2021 ▶ 2025

令和3年度

令和7年度

基本計画 目次

総論

- 1 後期基本計画の期間 19
- 2 後期基本計画の構成 19
- 3 後期基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）の関係
 - 3-1 SDGsの趣旨 20
 - 3-2 後期基本計画とSDGsの関係 20

基本構想

- 1 施策別基本計画の考え方 22
- 2 施策別基本計画に記載する項目とその内容 22

政策1 自然に配慮した環境づくり

- 1-1 自然・生活環境の保全 25
- 1-2 生活基盤の整備 27
- 1-3 交通体系の充実 29

政策2 安心で安全な暮らしづくり

- 2-1 防災・消防体制の充実 31
- 2-2 交通安全・防犯体制の充実 33

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

- 3-1 保健体制の充実と医療の確保 35
- 3-2 高齢者福祉の充実 37
- 3-3 子育て支援の充実 39
- 3-4 障がい者福祉の充実 41
- 3-5 支え合い尊重される社会の実現 43

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

- 4-1 農業の振興 45
- 4-2 林業の振興 47
- 4-3 観光の振興 49
- 4-4 商工業の振興 51

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

5-1 子ども教育の充実	53
5-2 生涯学習の充実	55
5-3 生涯スポーツの充実	57
5-4 地域文化の振興	59

政策6 魅力と個性のある地域づくり

6-1 地域活動の推進	61
6-2 多様な交流と連携の推進	63

政策実現のための基盤

町民に信頼される行政の推進（行政改革大綱）

1 健全な財政運営の推進	65
2 効率的な行政運営	67
3 町民参加の推進	69

重点プロジェクト

元気づくりプロジェクト（人口減少対策）	71
里づくりプロジェクト（環境整備）	71
人づくりプロジェクト（人材育成）	71

資料編

1 総合計画に位置づける個別計画	72
2 策定経過	
1 策定体制	74
2 策定経過	75
3 総合計画審議会	77

総論

1 後期基本計画の期間

後期基本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を最終年度とする5年間の計画です。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
	第2次総合計画 基本構想					第3次総合計画 基本構想									
	第2次総合計画 基本計画					第3次総合計画 基本計画（前期）					第3次総合計画 基本計画（後期）				

図 後期基本計画の期間

2 後期基本計画の構成

後期基本計画は、「施策別基本計画」、「政策実現のための基盤」及び「重点プロジェクト」で構成されています。

施策別基本計画

基本構想に基づく20の施策ごとに、施策の目的や目標、取り組みなどを構築したもの

政策実現のための基盤

健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、施策別基本計画や重点プロジェクトを実現するために取り組むもの

重点プロジェクト

基本構想に基づく重点プロジェクトに関する取り組みのうち、後期基本計画期間中に重点的、優先的及び戦略的に取り組むもの

3 後期基本計画とSDGs(持続可能な開発目標)の関係

3-1 SDGsの趣旨

SDGs (イ・ディ・ズ・ズ、Sustainable Development Goals) とは、「持続可能な開発目標」のことです。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(計画)」で位置づけられた2016年から2030年までの15年間で取り組む国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)とそれらを達成するための169のターゲット(測定可能な行動目標)から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、法的拘束力はありませんが、我が国も政府をはじめ各地で積極的な取り組みが進んでいます。

3-2 後期基本計画とSDGsの関係

SDGsは、貧困の撲滅をはじめ、“誰一人取り残さない”持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標です。

一方、国では、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」において、SDGsのゴールとターゲットのうち、日本として特に注力すべき8つの優先課題を設定しています。

このような状況の中で、本総合計画で取り組む包括的な地域づくりの方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsとのスケールは違うものの、目標達成に向けて経済、社会、環境政策に総合的に取り組む方向性は同様です。

このように、本総合計画の基本構想に定める本町の目指すべき将来像とそれを実現するための6つの政策を推進することにより、SDGsの目標達成に資するものと考え、第3次総合計画後期基本計画の推進にあたっては、SDGsの理念も踏まえて取り組むものとします。

SDGsの17の目標

アイコン	目標	内容	アイコン	目標	内容
	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する。
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		住み続けられるまちづくりを	包括的で安全かつレジリエント(強靱)で持続可能な都市および人間居住を実現する。
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
	質の高い教育をみんなに	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		気候変動に具体的な対策を	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメント(能力強化)を行う。		海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。		平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
	生きがいも経済成長も	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。		パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	産業と技術革新の基盤をつくろう	レジリエント(強靱)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。			

出典：私たちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン—2018年3月版 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

参考 総合計画の政策体系と国のSDGs実施指針の8つの優先課題との関連

本町の第3次総合計画の政策	国のSDGs実施指針の8つの課題							
	平等の実現	健康・長寿の達成	成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備	省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	平和と安全・安心社会の実現	SDGs実施推進の体制と手段
政策1自然に配慮した環境づくり			●	●	●	●	●	
政策2安心で安全な暮らしづくり				●	●		●	
政策3健やかで人にやさしいまちづくり	●	●	●				●	
政策4元気と賑わいのある産業づくり			●		●	●		
政策5学びあい未来を拓く人づくり	●	●	●					
政策6魅力と個性のある地域づくり	●		●				●	
政策実現のための基盤 町民に信頼される行政の推進								●

※ ●は、特に関連性の強い項目

施策別基本計画

1 施策別基本計画の考え方

施策別基本計画は、基本構想における「会津美里町の将来像」を実現するため、「6つの政策」の手段である「20の施策」について、体系に基づき整理したものです。

施策別の達成度の管理については、前期基本計画を継承し、行政評価や町民意識調査の結果等を用いて、進捗管理を実施していきます。

前期基本計画期間中において、基本構想に基づきまちの将来像の実現に向け様々な取り組みを実施しましたが、今後、さらに人口減少が急速に進むと見込まれており、まちの機能維持に重大な懸念が生じる可能性があります。そのため、各施策においては、前期基本計画における成果検証及び町民ニーズ等を十分考慮しながら、柔軟かつ的確に現状と課題を整理し、本計画において取り組むべき事項を再構築しています。

以下は、各施策別基本計画の項目とその内容であり、すべての施策をこの項目と内容で整理しています。

2 施策別基本計画に記載する項目とその内容

施策の目的

前期基本計画を継承し、後期基本計画期間においてもすべての施策について評価（行政評価・町民意識調査）の視点を取り入れ、各施策の目的（何をどのような状態にするのか）を明確にするため、「対象」と「目指す状態」を設定しています。

対 象 この施策によって働きかける対象（人やものなど）を表しています。

目指す状態 対象をどのような状態にするのか、またはどのような状態にすべきなのかを表しています。

前期基本計画の検証

前期基本計画期間中における各施策の実施による成果の状況を、成果指標の目標値の達成状況などから検証しています。

現状と課題

現 状 施策について、本町の特徴や現在の状況を記載しています。

課 題 後期基本計画期間において解決すべき主な課題を記載しています。

成果指標と目標値

成果指標 各施策の目指す状態の達成度合いを「成果」とし、その達成度を測る指標です。

目標値 現状と課題及び前期基本計画の成果検証を踏まえ、後期基本計画期間に目指す成果指標の目標値を設定しています。

計画期間中の町の主な取り組み

課題解決により施策の目的及び目標値を達成するため、後期基本計画期間に町（行政）が取り組む主な内容と、その取り組みに属する主な事務事業を記載しています。

課題解決のための町民等の役割

課題解決により施策の目的を達成するためには、町（行政）の取り組みだけでは限りがあります。そのため、町民の自主的な活動や地域・事業者等の取り組みについて、自助・共助・公助の考え方にに基づき、主体と役割を明確にしています。

施策別基本計画の見方

「施策の目的」を達成するための後期基本計画期間中の「成果指標の目標値」は、施策の目的ごとに、Aからの同じアルファベットで関係を示しています。

政策1 自然に配慮した環境づくり

施策 1-1 自然・生活環境の保全

■ 施策の目的

対象	目的/状態
A 町域	人と自然の共生環境がさらに良好になっている
B 地域	環境にやさしいライフスタイルの輪が広がっている
C 町民	資源を大切に、ごみを削減する意識が高まっている

● 前期基本計画の検証(平成30年度時点)

町民の環境に対する意識が向上していることとみられることは一定の成果として評価できますが、一般廃棄物の量は年々減少しているものの、町民あたりでは横ばいの状況にあり、廃棄物削減への取り組みを一層強化する必要があります。

- 成果指標の町内河川の水質汚濁に係る環境基準の達成率については、目標値の100%に対して平成30年度時点で94.7%であり、100%の目標達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の環境に気をつかった生活をしている町民の割合については、目標値の81.0%に対して平成30年度時点で79.8%であり、目標達成は可能な状況にあります。
- 成果指標の2・3年前と比べて自然環境が良くなっていると感じている町民の割合については、目標値の60.0%に対して平成30年度時点で60.3%であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の町から排出される一般廃棄物の量(資源ごみを除く)については、目標値の4,678tに対して平成30年度時点で5,226tであり、目標達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

① 山、川、田園の豊かな自然環境に恵まれている本町において、町民意識調査において、自然環境が良くなっていると感じている町民の割合は近年さらに増加しています。	② さらなるごみ処分量減量への意識向上と資源ごみの分別収集を徹底
② ごみの処分量は震災以降増加傾向にありましたが、ごみカレンダーの配布などによる最終処分量の削減に取り組んでおり、人口減少の影響もあるものの、平成26年度以降毎年減少しています。	③ 事業系一般廃棄物の処分量減量の徹底
③ 生活系廃棄物に事業系廃棄物が混入している状況が見られ、事業所への分別指導や適切な処分の助言などに取り組み、近年は減少しています。	④ 不法投棄撲滅に向けた監視体制の強化
④ 不法投棄はなくなっておらず不法投棄の多発地点には監視カメラを設置する抑止活動に取り組み、不法投棄物の処理については、監視と連携を図り、適正処理を行っています。	

■ 課題

- 環境共生社会や低炭素社会の実現に向けた町民の環境意識の向上
- さらなるごみ処分量減量への意識向上と資源ごみの分別収集を徹底
- 事業系一般廃棄物の処分量減量の徹底
- 不法投棄撲滅に向けた監視体制の強化

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 2・3年前と比べて自然環境が良くなっていると感じている町民の割合	増加	59.3	61.1	%
B 環境に気をつかった生活をしている町民の割合	増加	80.3	81.9	%
C 町から排出される町民あたりの一般廃棄物の量(資源ごみを除く)	減少	267	232	kg/人

※ 現状値は、AとBは町民意識調査の結果を年度別平均値(25～30年度)を算出、Cは平成30年度時点の値

目標値設定の考え方
 A・B 町域単位の町民意識調査の結果を算出して算出される。
 C 町域単位の一般廃棄物の量を算出して算出される。

■ 期間中の町の主な取り組み

- 環境に関する出前講座の開催や広報紙等による啓発活動に加え、小学生への環境教育の推進を行いながら、地球温暖化の防止及び環境保全意識の向上を図ります。
- 一般廃棄物処理計画における町民一人あたりのごみ排出量を目標として、ごみの排出抑制や分別徹底に向けた意識啓発を推進します。また、多量ごみ排出時の資源ごみ分別を展開します。
- 事業所に対して、一般廃棄物の分別の徹底を指導するとともに、適切な処分等について助言を行います。
- 不法投棄しやすい場所の監視などの抑止活動を継続するとともに、不法投棄をさせない環境整備を図ります。

■ 主な事務事業

- 生活環境保全事業、廃棄物対策事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体(誰が)	取り組み	対応する課題
町民・事業所	地球温暖化防止のため、二酸化炭素の削減や省エネルギー化(再生エネルギー導入など)環境保全の取り組みに協力します。	①
町民・団体(山林所有者)	山林の所有者(共有を含む)は、自然環境に配慮しながら、森林の維持管理に努めます。	①
町民	ごみの減量や資源ごみ分別に取り組み、更にリサイクルや再生利用等を心がけ、ごみを減らさない工夫を怠らぬなど、ライフスタイルの転換を図ります。	②
事業所	事業活動により発生したごみは、適正に分別処理するとともに、再資源化に努めます。	③、④

「現状」に基づく「課題」、その課題を解決するための行政としての取り組みを「期間中の町の主な取り組み」として示しており、「現状」「課題」「期間中の主な取り組み」の項目ごとに、①からの同じ番号で関係を示しています。

「課題解決のための町民等の役割」については、「現状」に基づく「課題」、その課題を解決するための町民等の役割(取り組み)を示しており、右欄に役割に対応する「課題」を示しています。

23

政策1

自然に配慮した環境づくり

1-1 自然・生活環境の保全

1-2 生活基盤の整備

1-3 交通体系の充実

政策1 自然に配慮した環境づくり

施策 1-1

自然・生活環境の保全

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 町 域	人と自然の共生環境がさらに良好になっている
B 地 域	環境にやさしいライフスタイルの輪が広がっている
C 町 民	資源を大切にし、ごみを削減する意識が高まっている

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

町民の環境に対する意識が向上しているとみられることは一定の成果として評価できますが、一般廃棄物の総量は年々減少しているものの、町民あたりでは横ばいの状況にあり、廃棄物削減への取り組みを一層強化する必要があります。

- 成果指標の町内河川の水質汚濁に係る環境基準の達成率については、目標値の 100%に対して平成 30 年度時点で 94.7%であり、100%の目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の環境に気をつかった生活をしている町民の割合については、目標値の 81.0%に対して平成 30 年度時点で 79.8%であり、目標値達成は可能な状況にあります。
- 成果指標の 2・3 年前と比べて自然環境が良くなっていると感じている町民の割合については、目標値の 60.0%に対して平成 30 年度時点で 60.3%であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の町から排出される生活系一般廃棄物の量（資源ごみを除く）については、目標値の 4,678t に対して平成 30 年度時点で 5,226t であり、目標値達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

- ① 山、川、田園の豊かな自然環境に恵まれている本町にあって、町民意識調査において、自然環境が良くなっていると感じている町民の割合は近年さらに増加しています。
- ② ごみの処分量は震災以降増加傾向にありましたが、ごみカレンダーの配布などによる最終処分量の削減に取り組んでおり、人口減少の影響もあるものの、平成 26 年度以降毎年減少しています。
- ③ 生活系一般廃棄物に事業系一般廃棄物が混入している状況が見られ、事業所への分別指導や適切な処分の助言などに取り組み、近年改善しています。
- ④ 不法投棄はなくなっておらず不法投棄の多発地点には監視設備を設置する抑止活動に取り組み、不法投棄物の処理については県や警察と連携を図り、適正な処理を行っています。

■ 課題

- ① 環境共生社会や低炭素社会の実現に向けた町民の環境意識の向上
- ② さらなるごみ処分量減量への意識向上と資源ごみの分別収集を徹底
- ③ 事業系一般廃棄物の処分量減量の徹底
- ④ 不法投棄撲滅に向けた監視体制の強化

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 2・3年前と比べて自然環境が良くなっていると感じている町民の割合	増加	59.3	61.1	%
B 環境に気をつかった生活をしている町民の割合	増加	80.3	81.9	%
C 町から排出される町民あたりの生活系一般廃棄物の量(資源ごみを除く)	減少	267	222	kg/人

※ 現状値は、AとBは町民意識調査の誤差を考慮して平成28～30年度結果の平均値とし、Cは平成30年度時点の値

目標値設定の考え方

- A・B 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。
- C 第2期一般廃棄物処理基本計画に基づき設定する。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 環境に関する出前講座の開催や広報紙等による啓発活動に加え、小学生への環境教育の推進を行いながら、地球温暖化の防止及び環境保全意識の向上を図ります。
- ② 一般廃棄物処理計画における町民一人あたりのごみ排出量を目標として、ごみの排出抑制や分別徹底に向けた意識啓発を推進します。また、多量ごみ排出時の資源ごみ分別を展開します。
- ③ 事業所に対して、事業系一般廃棄物と生活系一般廃棄物の分別の徹底を指導するとともに、適切な処分等について助言を行います。
- ④ 不法投棄しやすい場所の監視などの抑止活動を継続するとともに、不法投棄をさせない環境整備を図ります。

■ 主な事務事業

生活環境保全事業、廃棄物減量対策事業、廃棄物処分事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民・事業所	地球温暖化防止のため、二酸化炭素の削減や省エネルギー化、再生エネルギー導入など、環境保全の取り組みに協力します。	①, ④
町民・団体 (山林所有者)	山林の所有者(共有を含む)は、自然環境に配慮しながら、森林の維持管理に努めます。	①
町民	ごみの減量や資源ごみ分別に取り組み、更にはリサイクルや再生利用等を心がけ、ごみを出さない工夫をするなど、ライフスタイルの転換を図ります。	①, ②
事業所	事業活動により発生したごみは、適正に分別処理するとともに、再資源化に努めます。	③, ④

政策1 自然に配慮した環境づくり

施策 1-2

生活基盤の整備

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 町域	必要な生活基盤が整っている
B 町民	生活基盤を有効に活かした豊かで活気のある生活を送っている

■ 前期基本計画の検証(平成30年度時点)

公園や町営住宅の供給は計画的に進められ、生活基盤に対する町民の評価も高い状況ですが、公共下水道等への接続及び合併処理浄化槽の設置や空き家・空き店舗の有効活用を促進することが必要です。

- 成果指標の住んでいる地域において生活に必要な基盤が整っていると考える町民の割合については、目標値の62.0%に対して平成30年度時点で65.0%であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の汚水処理人口普及率については目標値の72.8%に対して平成30年度時点で68.9%であり、目標値達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

- ① 生活基盤の整備は更新も含めて計画的に取り組んでおり、町民意識調査においても、住んでいる地域において生活に必要な基盤が整っていると考える町民の割合は近年さらに高まっています。
- ② 公園については、子どもの遊び場などへの町民ニーズはありますが、都市公園法に基づく水準での整備は行っており、既存の公園の快適性や安全性の向上と維持管理に重点を置いた取り組みを行っています。
- ③ 町営住宅については、一部の施設で老朽化による居住性の低下や耐震等の問題から、長期的に活用するための修繕や建て替えが必要となっています。
- ④ 空き家については、空き家・空き地バンクによる情報提供などにより利活用された空き家が増加していますが、人口減少により、適正に管理されていない空き家も増加しており、生活環境の面で問題となっています。
- ⑤ 上水道事業については、安全・安心な水道水を供給するため、老朽化した施設や管路の更新・耐震化など、計画的な更新が必要です。
- ⑥ 汚水処理人口の普及率は、毎年向上しているものの、景気低迷等により公共下水道や農業集落排水処理施設への接続率、及び合併処理浄化槽の設置率は伸び悩んでいます。

■ 課題

- ① 都市計画や関連法令に基づく計画的な都市づくり
- ② 公園の適正な利活用及び維持管理に関する町民や関係団体等との協力体制の構築
- ③ 公営住宅等長寿命化計画に基づく住宅ストックの確保と住替えの促進
- ④ 空き家の適正管理と危険な空き家等の対策の推進
- ⑤ 老朽管更新事業計画に基づく計画的な更新
- ⑥ 公共下水道と合併処理浄化槽の整備の推進と農業集落排水処理施設を含む接続の促進

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 住んでいる地域において生活に必要な基盤が整っていると考える町民の割合	増加	59.8	65.5	%
B 汚水処理人口普及率	増加	68.9	75.5	%

※ 現状値は、Aは町民意識調査の誤差を考慮して平成28～30年度結果の平均値、Bは平成30年度時点

目標値設定の考え方

A 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。

B 前期基本計画期間は微増となっているが、生活排水処理基本計画に基づき着実に普及率を増加させる。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 適切な土地利用、建築物等の建築又は広告物等の設置に関して、法令等に基づく規制・誘導の管理を行うとともに、都市計画マスタープランに基づく効率的な土地利用を検討します。
- ② 公園等の利用者が安全快適に使用できるように適正な維持管理を行うとともに、公園の利活用や管理に関し、町民や関係団体等との協力体制の在り方検討を進めます。
- ③ 住宅困窮者に良好な住宅を供給するため、公営住宅等長寿命化計画等に基づき、住宅ストックの確保及び維持により、適切な維持管理を行います。また、老朽化した町営住宅の入居者に対し、住替えを促進します。
- ④ 利活用が可能な空き家等は、空き家・空き地バンクの活用を促進するとともに、適正に管理されていない空き家等の所有者等に対し、適切な助言・指導を行い自主的な適正管理を促進します。
- ⑤ 水質基準に適合する安全な水を供給するため定期的な検査を継続するとともに、耐震性の確保や将来の水需要を考慮した老朽管等の更新工事を計画的に実施します。
- ⑥ 公共下水道、農業集落排水事業への接続及び合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、公共下水道事業計画に基づいた整備事業及び適正な維持管理を行います。

■ 主な事務事業

都市計画事業、公園管理事業、空き家利活用事業、老朽管更新事業、公共下水道施設整備事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	公園、町営住宅、情報通信施設等公共の施設を自らの財産と受け止め、適切に利用するとともに、維持管理に協力します。	②
町民	上下水道への加入・接続及び合併処理浄化槽の設置を行い、水の適切な利用と処理に努めます。	⑤、⑥
町民・事業所	景観や周辺環境に配慮し、法令に基づく適正な建築を行うとともに、空き家・空き店舗も含めて自己の所有する建築物等の適正な管理を行います。	④

政策1 自然に配慮した環境づくり

施策 1-3

交通体系の充実

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 町域	地域を結ぶ安全で快適な交通環境が整備・維持されている
B 町民	交通弱者にもやさしい交通機関を利用して盛んに移動している

■ 前期基本計画の検証(平成30年度時点)

交通環境に不便を感じている町民は少ない状況にありますが、すべての人が安全で安心して利用できる道路環境の整備・保全と、将来にわたり便利で持続可能な公共交通網の形成と利用促進に取り組む必要があります。

- 成果指標の町内の道路での移動に不便を感じている町民の割合については、目標値の27.0%に対して平成30年度時点で33.0%であり、目標値達成は厳しい状況にあります。しかし、平成28年度の35.7%から30年度には33.0%に減少しており、この傾向を継続することが必要です。
- 成果指標の公共交通での移動に日常的に不便を感じる町民の割合については、目標値の11.8%に対して平成30年度時点で10.9%であり、目標値を達成している状況にあります。

■ 現状

- ① 道路については、町民意識調査において、幅員が狭く歩道が確保されていないといった点に不便を感じている町民が多い状況にあります。
- ② 町民意識調査において移動しにくい理由として町民から路面の傷みが最も多く指摘されており、経年劣化による道路や橋梁の老朽化が問題になってきています。
- ③ 近年、美里あいあいタクシーの利用者数は増加していますが、公共交通全体としては利用者数の減少傾向が続き、財政負担が増加しています。
- ④ 公共交通は、高齢者や学生など運転免許を持っていない人の移動手段として不可欠であり、地域公共交通網形成計画に基づき計画的に公共交通網の再編に取り組んでいます。

■ 課題

- ① 安全で快適な道路のための幅員及び歩道の確保
- ② ライフサイクルコストも見据えた道路や橋梁の計画的な維持管理
- ③ 公共交通を維持・確保するための利用促進と効率的な運営
- ④ 地域公共交通網形成計画に基づく計画的な公共交通網の再編

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 町内の道路での移動に不便を感じている町民の割合	減少	34.5	30.5	%
B 公共交通での移動に日常的に不便を感じる町民の割合	減少	13.1	8.6	%

※ 現状値は、町民意識調査の誤差を考慮して平成 28～30 年度の平均値

目標値設定の考え方

A 路面老朽化等により不便を感じる町民の割合が増加することが想定されるが、平成 28 年度から平成 30 年度の減少傾向を継続する。

B 前期基本計画期間の減少傾向を維持し、その良好な状態を継続する。

■ 期間中の町的主要取り組み

- ① 高齢者の運転や歩行、子ども達の通学の安全確保を前提に、道路の拡幅及び歩道整備に取り組みます。また、冬期間の降雪時の交通障害を解消し、道路交通の安全を確保するため、町道等の除雪を行います。
- ② 良好な道路交通環境を確保・維持するため、道路や橋梁等を修繕計画に基づき補修・改修を行い、町民の道路交通の利便性・安全性を確保します。
- ③ 便利で持続可能な公共交通網を形成するため、利用者のニーズに合わせた公共交通体系を関係機関と連携して構築するとともに、公共交通事業者を支援し、PR等を通じて公共交通の利用促進を図ります。一方、現在公共交通を利用していない町民にも、公共交通に対する意識を醸成し、公共交通への利用転換を促進します。
- ④ 地域公共交通網形成計画及び再編実施計画に基づき、町民の快適で便利な日常生活の足を確保のために、鉄道、路線バス、美里あいあいタクシーなどの交通機関の役割分担により地域内及び広域移動を支える公共交通網の再編を進めます。

■ 主な事務事業

道路維持管理事業、公共交通利用促進事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	道路等の公共の施設を適切に利用するとともに、清掃や修景など維持管理に協力します。	①, ②
町民	交通事故の防止、健康づくり、低炭素社会への貢献、公共交通事業の維持のため、公共交通を積極的に利用します。	③
交通事業者	利用者のニーズを的確に把握し、安全性を確保しながら、利用しやすい公共交通の運行及び利用促進に努めます。	③, ④

政策2

安全で安心な暮らしづくり

2-1 防災・消防体制の充実

2-2 交通安全・防犯体制の充実

政策2 安全で安心な暮らしづくり

施策 2-1

防災・消防体制の充実

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 地 域	地域ぐるみの減災体制が整っている
B 町 民	防災の意識が高まり、災害への備えが浸透している

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

消防団の組織力の低下は喫緊の課題であり、その対策を講じるとともに、災害発生時の町民の備えや自主防災組織の設立など、自助・共助の防災体制を強化することが必要です。

- 成果指標の消防団員数の確保については、目標値の 830 人に対して平成 30 年度時点で 825 人であり、減少傾向が続いていることから目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の自主防災組織の組織数については、目標値の 20 組織に対して平成 30 年度時点で 14 組織であり、目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の災害等の発生に対する備えができていない割合については、目標値の 33.0%に対して平成 30 年度時点で 31.2%であり、目標値達成は可能な状況にあります。
- 成果指標の訓練により消防技能が向上した消防団員の割合については、目標値の 68.0%に対して平成 30 年度時点で 61.0%であり、減少傾向にあることから目標値達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

- ① 町民意識調査において、災害時の備えができていない町民の割合が伸び悩んでおり、東日本大震災後に高まった防災意識が薄れていることがうかがえます。
- ② 地域住民の高齢化や集落の過疎化などにより、消防団員の担い手が不足するなど、地域の消防力、防災力の低下が懸念されます。
- ③ 高齢化などに伴い地域の避難行動要支援者が増加している一方、地域活動への参加の減少やコミュニティの希薄化など、地域での防災力の低下が懸念されます。
- ④ 大規模自然災害時の影響をより少なくするために、事前防災・減災と迅速な復旧復興につなげる国土強靱化への取り組みが必要とされている。

■ 課題

- ① 日頃からの災害への備えの徹底など町民の防災意識の啓発
- ② 消防団員の確保・育成と消防団の再編成、及び関係機関との連携強化
- ③ 自主防災組織の設立・育成など地域での防災力の強化
- ④ 国土強靱化の観点から災害に強いまちづくりの推進

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 自治区あたりの自主防災組織率	増加	9	45.0	%
B 災害等の発生に対する備えができていない割合	増加	34.4	39.4	%

※ 現状値は、Aは平成30年度時点の値、Bは町民意識調査の誤差を考慮して平成28～30年度の平均値

目標値設定の考え方

A 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。

B 後期基本計画期間では着実に毎年度1ポイント程度増加させる。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 災害発生時の対応は自助が基本であるという認識を町民に持ってもらうため、ハザードマップ等で災害による被害想定や避難場所等を町民に周知徹底するとともに、防災訓練への町民の参加の促進し、日頃から災害への備えを推進します。
- ② 重要課題として消防団員の人材確保と育成に取り組みます。また、若者など地域住民が入団しやすい消防団のあり方を検討するとともに、地域の消防力・防災力を維持するため、消防署や自主防災組織等との連携も含めて取り組みます。
- ③ 消防団員が高齢化や減少している地域を中心に、自主防災組織の設立を支援し、また、防災訓練の充実や防災機材や施設の更新を図ることにより地域防災力の向上に努めます。
- ④ 国土強靱化の観点から地域防災力の向上やハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進します。

■ 主な事務事業

消防団員活動事業、消防施設維持管理事業、災害対策事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	災害の発生に備え、被害の防止や避難の準備に努めます。	①, ④
町民	火災予防に取り組むとともに、火災発生に備え初期消火等の準備を行います。	②
町民	地域が行う防災訓練や火災予防活動に積極的に参加します。	③
地域・自治区	地域の防災体制を構築するとともに、地域内の避難行動要支援者を把握し、災害時に避難支援を行います。	③
事業所	災害発生時には、行政と連携し、避難誘導及び復旧に取り組みます。	②

政策2 安全で安心な暮らしづくり

施策 2-2

交通安全・防犯体制の充実

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 町域	事故や犯罪を防止する環境になっている
B 地域	地域ぐるみの防犯体制が整っている
C 町民	事故や犯罪に遭わない・起こさない意識が浸透している

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

交通事故や犯罪の防止については継続的な取り組みにより一定の成果は出ていますが、近年の高齢者による交通事故や特殊詐欺犯罪の増加を踏まえた安全対策が必要です。

- 成果指標の交通事故（人身事故）の発生件数については、目標値の 25 件に対して平成 30 年度時点で 28 件であり、年によって増減していますが、目標値達成は可能な状況にあります。
- 成果指標の運転免許証の自主返納者数については、目標値の 89 人に対して平成 30 年度時点で 112 人であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の犯罪の発生件数については、目標値の 59 件に対して平成 30 年度時点で 65 件であり、年によって増減するため一概には判断できませんが、平成 29 年度は 51 件で達成しており、目標値達成は可能な状況にあります。
- 成果指標の防犯に気を使った生活をしている町民の割合については、目標値の 85.2%に対して平成 30 年度時点で 84.2%と近似しており、目標値達成は可能な状況にあります。

■ 現状

- ① 交通事故（人身）の発生件数は、平成 26 年の 33 件に対して平成 30 年は 28 件と減少していますが、年によって増減しており一貫した事故削減とはなっていません。
- ② 町内での発生件数は少ない状況ですが、高齢者等を狙った特殊詐欺犯罪は巧妙さを増しつつ、全国的に増加しています。

■ 課題

- ① 町民の交通安全意識の向上と安全な道路交通環境づくり
- ② 特殊詐欺や消費者問題の啓発や情報提供の充実

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 交通事故(人身事故)の発生件数	減少	21	16	件
B・C 防犯に気を使った生活をしている町民の割合	増加	84.1	86.3	%

※ 現状値は、Aは交通事故発生件数が年によって変動が多いことを考慮して、また、B・Cは町民意識調査の誤差を考慮して、平成 28～30 年度の平均値

目標値設定の考え方

A 交通事故（人身事故）発生件数を、毎年度約5%の削減を目指す。

B・C 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 交通安全への意識の向上を図るため、警察署や交通関係団体と連携し、交通安全意識の啓発に努め、交通事故の撲滅を目指します。特に、児童生徒を対象とした小中学校での交通教室については、交通教育専門員の協力により実施するなど、地域や学校等と連携した教育環境を整備します。また、近年多く発生している高齢者による交通事故対策については、運転に不安のある方へ運転免許自主返納支援への取り組みや各種啓発活動を推進します。
- ② 警察署や関係機関と連携し、消費者問題への対策や最近の特殊詐欺犯罪への防犯について、町民への情報提供や啓発活動を充実します。

■ 主な事務事業

防犯対策事業、交通安全対策事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	交通事故防止のため、各種法令や交通マナーを遵守し、家庭では子どもへの交通安全教育を行います。	①
町民	犯罪に遭わないよう自らの身の回りに気を付けて生活するよう努力します。	②
町民	地域等が実施する交通安全活動、防犯活動に積極的に協力します。	②
地域・事業所	交通安全活動や防犯活動を行うとともに、子どもや高齢者の見守りなど事故や犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組みます。	②

政策3

健やかで人にやさしいまちづくり

3-1 保健体制の充実と医療の確保

3-2 高齢者福祉の充実

3-3 子育て支援の充実

3-4 障がい者福祉の充実

3-5 支えあい尊重される社会の実現

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

施策 3-1

保健体制の充実と医療の確保

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 地域	健康づくりの輪が広がっている
B 町民	健康や病気予防の知識と意識が高まり、日頃から健康づくりに取り組んでいる

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

健康・医療に関する情報提供や相談窓口での対応などにより町民の健康づくりを支援してきましたが、自主的な健康づくりや健康管理、子どもや保護者の健康づくり、こころの健康の理解への取り組みは重要課題です。

- 成果指標の保健体制の充実と医療の確保に関する満足度については、目標値の 72.0%に対して平成 30 年度時点で 80.0%であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標のこの地域で子育てをしたいと思う親の割合については、目標値の 100.0%に対して平成 30 年度時点で 93.7%と近似していますが、全員が満足することは厳しい状況にあります。
- 成果指標の特定健康診査受診率については、目標値の 60.0%に対して平成 30 年度時点は 51.2%で微増傾向であることから、目標値達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

- ① 生活習慣病による死亡率が県平均より高く、医療費も増加傾向にあり、特定健診・がん検診の受診等を呼びかけています。その結果、特定健診受診率は微増となっていますが、その他がん検診等の受診率や、特定保健指導の実施率は伸び悩んでいます。
- ② 少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化により、地域で妊産婦や乳幼児、その家族を支える力が低下し妊娠・出産・子育てへの、不安や負担をかかえる家庭が増加しています。
- ③ 仕事や育児、人間関係などでの過度なストレスがある現代社会にあって、こころの健康に関する相談案件が増加しています。
- ④ 町内で第二次救急医療体制まで整っていますが、第三次救急医療への対応や日常的なかかりつけ医については周辺自治体の医療機関を利用しています。

■ 課題

- ① 町民の健康寿命延伸につながる生活習慣病発症と重症化の予防に向けた自主的な健康づくり
- ② 母子保健の充実と子育て不安・負担の軽減
- ③ 町民のこころの病への理解促進と精神保健の相談体制の充実
- ④ 広域連携も含めた地域医療体制の充実

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 保健体制の充実と医療の確保に関する満足度	増加	78.6	82.7	%
B 特定健康診査受診率	増加	51.2	62.0	%

※ 現状値は、Aは町民意識調査の誤差を考慮して平成28～30年度の平均値、Bは平成30年度時点の値

目標値設定の考え方

A 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。

B 第3期特定健康診査等実施計画（30～35年度）の目標値に準ずる。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 健康でいきいきとした日々の暮らしの維持や健康寿命の延伸のため、健診や保健指導等を通じて生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進し、町民の自主的な健康づくりを支援します。
- ② 子どもを安心して産み育てるために、妊産婦の健康管理や子どもの発育・発達を支援し、子育て不安の解消を図り、子どもの健やかな成長を育むための環境整備に取り組みます。また、生涯にわたる健康な心身の基盤をつくるため、関係機関等の連携により、子どもたちの健康づくりを推進します。
- ③ こころの健康についての正しい知識の普及啓発に努め、地域社会とのよりよい関係の構築に取り組むとともに、相談体制の充実に努めます。
- ④ 関係機関等との連携により、地域の健康づくり、医療体制の確保に努めます。

■ 主な事務事業

健康づくり推進事業、健診等事業、母子保健事業、精神保健事業、地域医療整備事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町 民	自分の生活習慣を見直し、日頃から自主的に健康づくりに取り組み、積極的に健康づくりの事業等に参加します。	①, ③
地域・団体・事業者	行政、関係機関等と連携し、町民の健康づくりを支援します。	①, ③
町 民	乳幼児健康診査・健康相談・予防接種の重要性を認識し、子どもの健やかな成長や子育てしやすい環境づくりに努めます。	②
町 民	健康や疾病について相談できる「かかりつけ医」を持つように努めます。	①, ④

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

施策 3-2 高齢者福祉の充実

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 町民・地域	近所の高齢者を地域で見守っている
B 高齢者	健康の維持に努めるとともに、積極的に社会参加している

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

今後の団塊の世代が後期高齢者になり需要が増加することへの対応も含め、高齢者福祉サービス・介護サービスの充実を図るとともに、介護予防や認知症の早期発見・治療などの取り組みを強化する必要があります。

- 成果指標の日常生活で不安や悩みがある高齢者の割合については、目標値の 51.0%に対して平成 30 年度時点で 71.3%と増加傾向にあり、目標値達成は極めて厳しい状況にあります。
- 成果指標の要介護の高齢者の割合(要支援を除く)については、目標値の 18.2%に対して平成 30 年度時点で 16.7%であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の認知症サポーターの数については、目標値の 3,240 人に対して平成 30 年度時点で 4,610 人であり、目標値を達成している状況にあります。

■ 現状

- ① 町民意識調査において、日常生活で不安や悩みがある高齢者の割合が健康不安を中心に近年増加し、平成 30 年度には 7 割を超え、介護・介助を必要としている高齢者も 2 割近くになっています。
- ② 高齢者は今後も増加し、介護を必要とする人や高齢者の独居世帯、高齢者のみの世帯も増加すると予測されるため、介護サービスや高齢福祉サービスの需要がさらに増加することが見込まれます。
- ③ 高齢者本人や家族のニーズに対応した快適で安心して生活できる在宅介護と施設介護の体制が求められています。
- ④ 認知症患者は増加傾向にあり、認知症になっても安心して生活できる支援が求められています。

■ 課題

- ① 高齢者の自立した生活支援と介護予防の推進
- ② 地域包括ケアシステムなど高齢者の介護・福祉サービス体制の充実
- ③ 医療との連携も含めた在宅介護や施設介護の充実
- ④ 認知症の早期発見・治療と安心して生活できる環境づくり

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 認知症サポーターの数	増加	4,610	5,879	人
B 要介護の高齢者の割合(要支援を除く)	維持	16.7	16.7	%

※ 現状値は、平成30年度時点の値

目標値設定の考え方

A 前期基本計画期間の増加傾向を継続し、町民の3割が認知症サポーターとなることを目指す。

B 前期基本計画期間の増加の抑制傾向を踏まえ、老年人口が増える中であっても、要介護の高齢者割合の現状値を維持する。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 高齢者の生活機能の維持向上を図るため、高齢者のうんどう習慣化の推進や介護予防事業の強化に努めるとともに、高齢者が地域でいきいきと暮らしていくための居場所づくりを推進します。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の整備に努めます。
- ③ 関係機関と連携を図りながら、見守り活動を行い、高齢者が安心安全に生活を送ることができるよう在宅福祉サービスの充実を推進します。
- ④ 「福島県一認知症に優しい町」を目指し、認知症の早期発見、早期治療、また、認知症になっても安心して生活していくことのできる体制づくりや認知症サポーターを養成することにより、正しい知識の普及・啓発事業に取り組みます。

■ 主な事務事業

一般介護予防事業、生活支援体制整備事業、高齢者在宅福祉サービス事業、認知症対策総合支援事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民・地域	民生委員等との連携や高齢者同士の近所づきあいを深めることにより、日頃から高齢者の見守りに努めます。	①
高齢者	自身の自立生活のために積極的に社会参加するとともに、要介護状態にならないよう予防うんどう等に取り組みます。	①, ④
事業所	行政、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、高齢者の就業の場を提供するなど生活への支援に努めます。	①, ②, ③
地域	高齢者が地域で継続して暮らしていけるよう集いの場の設置・活動の支援に努めます。	①, ②, ④

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

施策 3-3

子育て支援の充実

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 町民・地域	地域全体で子どもを見守り、地域で子どもを育てるという意識を共有している
B 保護者	子育てにかかる不安や負担が軽減され、安心して子育てをすることができる
C 子ども	必要な教育・保育が適切に提供されている

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

こども園化や児童クラブの対象年齢の拡大に取り組んできましたが、今後もさらに子育てしやすい環境づくりに取り組む必要があります。また、老朽化した施設の改築などの整備も必要となります。

- 成果指標の子育てしやすい環境（育児や保育など）のまちだと思ふ人の割合については、目標値の76.0%に対して平成30年度時点で76.5%であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の児童クラブの対象年齢の拡大が完了した児童クラブ数については、目標値の4ヶ所に対して平成30年度時点で4ヶ所であり、目標値を達成している状況にあります。

■ 現状

- ① 子育て支援センターを拠点として、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境づくりに取り組んでいますが、0歳児の一時預かりや病児保育など、多様なニーズに十分に対応できていません。
- ② 子育てと仕事の両立の支援などのため認定こども園等の整備を進めていますが、保育士不足もあり、0歳児、1歳児の保育需要の増加に十分に対応できていません。
- ③ 子どもを安心して預けられる施設として、老朽化している認定こども園施設の整備や維持管理が求められています。
- ④ 町内全児童クラブにおいて、対象年齢を高学年まで拡大しましたが、年々低学年の需要が増加しています。

■ 課題

- ① 子育て支援センターの子育て拠点としての機能の充実
- ② 保育士の確保を含め、需要に対応した認定こども園の受け入れ態勢の整備
- ③ 安全で快適な認定こども園施設の整備・維持管
- ④ 需要に対応した児童クラブの運営

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 子育てしやすい環境(育児や保育など)のまちだと思ふ町民の割合	増加	72.8	82.6	%
B この地域で子育てをしたいと思ふ親の割合	増加	95.5	100.0	%
C (年度当初の)認定こども園等の待機児童数	維持	0	0	人

※ 現状値は、AとBは町民意識調査等の誤差を考慮して平成28～30年度の平均値、Cは平成30年度時点の値

目標値設定の考え方

- A 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。
- B 前期基本計画期間における現状値を踏まえ、限りなく100%を目指す。
- C 前期基本計画期間における現状の待機児童0人を維持する。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 子育て支援センターのサービスの向上や、老朽化した施設の移転又は改築等の整備、子育て支援拠点としてのさらなる機能の充実に取り組みます。
- ② 子育て需要に応じた町立認定こども園の職員体制や運営形態(方式)の検討を行い、子育て環境の充実に取り組みます。
- ③ 一部老朽化している新鶴こども園を改築するとともに、同じく老朽化している本郷こども園についても、早期に整備方針を決定し整備に取り組みます。また、施設の安全性向上のために、継続して適切な維持管理に取り組みます。
- ④ 安心して子育てと仕事を両立するための支援として、児童クラブの受け入れ規模の拡大と放課後児童支援員の資質向上に取り組みます。

■ 主な事務事業

子育て支援センター管理運営事業、こども園管理運営事業、児童クラブ管理運営事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体(誰が)	取り組み	対応する課題
保護者	親としての自覚と責任を持ち、子育てを自ら学び、地域と交流しながら主体的に子育てに取り組みます。	①, ④
町民・地域	地域全体で子どもを育てるという認識を持ち、日頃から子ども達を見守ります。	①, ④

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

施策 3-4

障がい者福祉の充実

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 町民・地域・事業所	障がい者への理解が浸透し共生している
B 障がい者	積極的に社会参加しつつ自立した生活を過ごしている

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

障がい者やその家族のニーズを踏まえ、関係機関と連携した障がい者の社会参加と自立した生活に向けた取り組みを継続する必要があります。

- 成果指標の障害者総合支援法によるサービス利用者数については、目標値の 3,680 人に対して平成 30 年度時点で 4,218 人であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の就労継続支援事業の利用者数については、目標値の 73 人に対して平成 30 年度時点で 80 人であり、目標値を達成している状況にあります。

■ 現状

- ① 障害者手帳所持者の町民に占める割合は約 8%で、その内、障がい福祉サービス利用者は、約 13%となっております。
- ② 保護者の高齢化に伴い施設入所等の相談者が増えているなど、将来の生活に不安を抱えている人が増加しています。
- ③ 障がい者の外出を促進するために必要な道路の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置、公共施設等のバリアフリー化が充分でない状況にあります。
- ④ 障がいのある子どもたちの個性と能力を伸ばすことができる教育を進めていくため、認定こども園や学校等において障がい児の受入れを行っています。

■ 課題

- ① 関係機関が連携し、地域住民が協力する総合的な障がい者福祉の体制づくり
- ② 自立した生活に向けた生活支援や就労支援の充実
- ③ 高齢者対応も含めたユニバーサルデザインの環境づくり
- ④ 障がい児に配慮した支援体制の充実

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 障害者総合支援法によるサービス利用者の障害者手帳所持者に占める割合	増加	11.7	13.3	%
B 地域生活支援事業利用者の障害者手帳所持者に占める割合	増加	10.2	11.8	%

※ 現状値は、平成 30 年度時点の値

目標値設定の考え方

A・B 利用実績及び第3期障がい者基本計画に基づき設定する。

■ 期間中の町的主要取り組み

- ① 障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の能力及び適正に応じた支援を効率的・効果的に実施できるように努めます。
- ② 誰もが活躍できる社会の実現に向けて、障がい者の自立した生活の支援や就労の促進を図ります。
- ③ 障がい者の利用が多い施設等のバリアフリー化や「心のバリアフリー」に基づく町民の障がい者への理解促進に努めます。
- ④ 福祉・保健・教育などの関係機関及び福祉サービス事業者が連携し、障がいのある子どもの支援体制の強化、福祉サービスの充実を図ります。

■ 主な事務事業

自立支援給付事業、地域生活支援事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町 民	障がい者を正しく理解し、社会参加への協力、支援に努めます。	②
事業所	関係機関と連携し、障がい者に対する理解を深め、雇用環境の向上に努めます。	②
福祉サービス事業者	障がい者の自立した生活を支える「在宅サービス及び施設サービス」の安定供給を行います。	①, ②
障がい者	自立した生活を行えるように、福祉サービスの適切な利用に努めます。	②

政策3 健やかで人にやさしいまちづくり

施策 3-5

支えあい尊重される社会の実現

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 地域・事業所	あらゆる人権が尊重され多様な人々が共生している
B 事業所	男女共同参画推進まちづくり行動計画を理解し、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

地域での支えあいは維持されていますが、各種ハラスメントや人権の侵害などについては、増加傾向にあり、啓発活動や相談窓口の充実などの取り組みを強化する必要があります。

- 成果指標の必要な時に隣近所など地域で支えあって生活している町民の割合については、目標値の 67.0%に対して平成 30 年度時点で 69.8%であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の人権を侵害されたことがある割合については、目標値の 10.0%に対して平成 30 年度時点で 12.6%と増加傾向にあり、目標値達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

- ① 地域コミュニティの希薄化、核家族化、ひとり暮らしの増加など複雑化する社会の中で、地域や家庭での課題に対し、必要な支援を受けることができない状況にあります。
- ② 町民意識調査において、人権を侵害されたことがある人の割合が近年 1 割前後で推移している状況にあります。
- ③ 町民意識調査において、3 割以上の町民が「習慣やしきたり」による男女の不平等感を感じており、また、町内事業所アンケートでも男女の不平等が根強く残っていることから、男女共同参画の意識の浸透が図られていない状況にあります。

■ 課題

- ① 町民と町、関係機関、団体等の連携による地域福祉推進の体制づくり
- ② 多様化する人権問題に対応した町民や事業所への人権尊重意識の啓発
- ③ 町民や事業所への男女共同参画の意識の啓発

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 必要な時に隣近所や地域で支えあって生活している町民の割合	増加	73.6	76.1	%
B 男女共同参画推進まちづくり行動計画を知っている事業所の割合	増加	36.7	42.2	%

※ 現状値は、Aは町民意識調査の誤差を考慮して平成28～30年度の平均値、Bは平成30年度時点の値

目標値設定の考え方

A 前期基本計画期間で現状値が維持され、後期基本計画では毎年度0.5ポイント程度増加させる。

B 第3次男女共同参画推進まちづくり行動計画に基づき設定する。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① お互いの生活上の課題を認識し合う中で、町民同士では支えきれない悩みや問題に対応するため、地域、関係機関、関係団体との連携強化し、地域福祉推進の体制づくりに努め、また、適切な支援と保護に努めます。
- ② 町民・家庭・事業所など、それぞれの立場でお互いの人権を尊重しあう社会を実現するため、人権啓発活動の推進、相談窓口の設置・充実に継続して取り組みます。
- ③ 家庭・職場・地域社会・学校等のあらゆる場において、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性や能力を充分発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成や啓発活動に取り組みます。

■ 主な事務事業

地域福祉団体支援事業、人権普及啓発事業、男女共同参画推進事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	人権について理解を深め、一人ひとりの人権を尊重します。	②
町民・地域	交流機会や地域活動に参加し、日頃から身近な相談相手や機会を作ることにより、人権侵害の防止と早期発見に努めます。	②
事業所	町やボランティア団体等の活動について、従業員への情報提供に努めるとともに、情報交換や連携を図ります。	②, ③
事業所	一人ひとりの人権を尊重した職場環境の整備をはじめとするワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	③
関係団体	社会福祉協議会が中心となり関係機関と連携し、地域福祉推進の体制づくりを行います。	①

政策4

元気と賑わいのある産業づくり

4-1 農業の振興

4-2 林業の振興

4-3 観光の振興

4-4 商工業の振興

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

施策 4-1

農業の振興

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 農業者	選ばれる農産物を生産し活力ある農業経営が営まれている
B 農 地	生産性の高い農地が保全されている
C 町 民	町内農産物を食べておいしさを実感し情報発信している

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

新規の認定農業者は増加しているものの、高齢化等にともない離農者も増加し、得意産業である農業は厳しい状況にあり、農業所得の向上のためにも、六次産業化や農産物のブランド化、複合経営などへの取り組みを促進する必要があります。

- 成果指標の認定農業者数については、目標値の 276 経営体に対して平成 30 年度時点で 259 経営体と減少傾向にあり、目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の農業振興地域内の耕作放棄地については、目標値の 92ha に対して平成 30 年度時点で 62ha であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の農業総収入については、目標値の 5,155 百万円に対して平成 30 年度時点で 4,833 百万円と減少傾向にあり、目標値達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

- ① 近年、新規の認定農業者は増加していますが、高齢者等の離農もあり、認定農業者数は伸び悩んでいます。
- ② 農業従事者の高齢化や後継者不足により、集落の維持や農地の荒廃が懸念され、農業振興地域内の耕作放棄地は近年増加しています。
- ③ 本町の農業は水稻栽培が主体であるため、米価の変動等が農業経営に大きな影響を与えます。
- ④ 農業経営を取り巻く情勢が厳しさを増す中、農産物の生産のみならず、全国で農業の高付加価値化が進められており、本町においても取り組みの萌芽が見られます。
- ⑤ 自然環境の変化により、今までクマやイノシシなど出没しなかった地域の有害鳥獣被害が拡大しています。

■ 課題

- ① 農業を担う人材の確保と育成
- ② 農地の保全及び耕作放棄地の削減と発生防止
- ③ 安定経営に向けた農業の複合経営化や新技術導入の促進
- ④ 地域資源を活用した六次産業化や農産物のブランド化の推進
- ⑤ 有害鳥獣被害対策の強化

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 認定農業者数	減少の抑制	259	254	人
B 農業振興地域内の耕作放棄地	増加の抑制	62	65	ha
C 農産物加工に取り組んでいる農家数	増加	19	26	戸

※ 現状値は、平成 30 年度時点

目標値設定の考え方

- A 前期基本計画最終年度令和 2 年度の値を 254 人と予測し、その値からの減少を抑制する。
- B 前期基本計画最終年度令和 2 年度の値を 65ha と予測し、その値からの増加を抑制する。
- C 着実に年間 1 戸の増加を目指す。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 町が得意とする農業へ新たに就農する方や地域の担い手となり得る意欲ある農業者を支援します。
- ② 農地の利用状況調査を行い、耕作放棄地を確認するとともに所有者等の意向調査を実施し、再生作業への取り組みを担い手農家に仲介するなど農地の集積化を図ります。
- ③ 安定した農業経営がなされるために、水稻栽培省力化に向けた方策の構築、経営体に応じた望ましい複合経営の提示、需要に応じた有利な営農経営資金を斡旋します。また、ICT農業やドローンの活用など農業の新技术導入を支援します。
- ④ 農業所得の向上を図る方策の一つとして、農産物を加工し付加価値を付け販売する六次産業化に取り組む農業者を支援します。また、農産物のブランド化を支援するとともに地域商社と連携し販路の拡大に取り組みます。
- ⑤ 地域住民とともに有害鳥獣の対策に取り組みます。

■ 主な事務事業

農業生産力強化支援事業、新規就農者・担い手育成事業、六次産業化支援事業、耕作放棄地対策事業、有害鳥獣防除事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
農業者	新技术の導入や付加価値の高い農産物の生産、効率的な生産、複合経営などに取り組みます。	①, ③, ④
農業者	生産性の高い農地の活用に努め、既存農地の耕作・保全を行います。	②
団体(JA等)	農業者の生産性向上への取り組みや新規就農者を支援します。	③
地域	農村コミュニティの維持管理に努めます。	④
地域	行政とともに有害鳥獣の対策に取り組みます。	⑤

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

施策 4-2

林業の振興

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 森林	良好な森林の自然環境と施業環境が維持されている
B 特用林産物生産者	安定した生産が行われている
C 森林施業者	安定した施業・生産・流通が行われている

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

林業は年々衰退しており、自然環境の保全の面からも健全な森林空間を維持することが必要です。また、特用林産物の生産と出荷も低迷しており、生産性向上の支援が必要です。

- 成果指標の森林保全を目的とした施業面積については、目標値の 242ha に対して平成 30 年度時点で 206ha であり、目標値達成は厳しい状況にあります。しかし、平成 28 年度の 154ha に比べると平成 30 年度まで増加傾向にあります。
- 成果指標の生しいたけの生産量については、目標値の 67,100kg に対して平成 30 年度時点で 37,800kg であり、目標値達成は厳しい状況にあります。しかし、平成 28 年度の 25,400kg に比べると平成 30 年度まで増加傾向にあります。

■ 現状

- ① 林道不足による木材搬出経費の負担に加え、長引く木材価格や林産物の価格の低迷、従事者の高齢化、後継者不足など、林業経営は厳しい状況にあります。
- ② 放射性物質のモニタリング検査の負担から特用林産物の生産と出荷が低迷しています。
- ③ 境界がわからない森林や所有者がわからない森林の存在、林業に興味がない所有者の存在により、十分な森林施業が行われず、森林が荒れてきています。

■ 課題

- ① 森林資源の有効活用と林業の効率性向上の推進
- ② モニタリング検査方法の簡素化
- ③ 森林施業の実施による健全な森林資源の維持

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 森林保全を目的とした施業面積	増加	206	277	ha
B 生しいたけの生産量	増加	37,800	54,100	kg
C 木材生産量	増加	6,023	6,625	m ³

※ 現状値は、平成30年度時点

目標値設定の考え方

A 前期基本計画期間の増加傾向を継続して着実に増加させる。

B 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させ、最盛期の値を目指す。

C 平成30年福島県森林・林業統計書の木材生産量6,023 m³を、後期基本計画期間で10%程度の増加を目指す。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 林道開設や維持管理により森林へのアクセスを容易にし、森林整備を促進することにより間伐材などの森林資源を有効活用するとともに、木材の需要の拡大、効率的な地域材の生産・供給体制の構築のための木材加工流通施設の整備や高性能林業機械の導入等を支援します。
- ② 特用林産物の生産環境整備や生産技術について関係機関と連携を図りながら意欲ある林業者を支援します。
- ③ 森林所有者等による施業の集約化や森林施業の実施に不可欠な森林情報の収集、所有者との合意形成、境界確認等の地域活動について支援します。

■ 主な事務事業

森林資源活用推進事業、特用林産物振興支援事業、森林環境整備促進事業、林道整備維持管理事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
事業所	林業事業に係る施設や機械の整備に努めます。	①
生産者	特用林産物の出荷に伴うモニタリング検査を行ないます。	②
町民・団体・事業所	森林所有者、境界の確定に努めます。	③

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

施策 4-3

観光の振興

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 観光関連事業者	連携しながら戦略的な観光事業に取り組み成果をあげている
B 町民・地域	おもてなしの心が醸成され積極的に観光客に接している
C 観光客	多くの人を訪れ、また来たいと思ってくれる

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

観光まちづくりに対する町民の意識も高まりつつありますが、魅力化や受入体制の充実、誘客活動は十分な状況ではなく、観光推進体制を強化する必要があります。

- 成果指標の観光客数については、目標値の 210 万人に対して平成 30 年度時点で 162 万人であり、目標値達成は厳しい状況にあります。なお、本町観光客数の 7 割を占める伊佐須美神社の入込客数の推計方法の変更が影響しています。
- 成果指標の観光ガイドの回数については、目標値の 70 件に対して平成 30 年度時点で 78 件であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の観光案内件数については、目標値の 41,900 件に対して平成 30 年度時点で 33,834 件であり、目標値達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

- ① 体験メニューの提供などで、新たな観光ニーズとして開発されつつありますが、歴史文化や焼物、農産物、地酒などの既存の観光資源の磨き上げがまだ十分ではありません。
- ② 観光施設の利用者数や観光ガイドの回数は近年増加していますが、魅力的な観光受入施設の提供や観光ガイドの育成、町民によるおもてなしの浸透など観光客の受入体制が十分ではありません。
- ③ 県や会津圏域での取り組みも含めて、ホームページでの観光情報発信や首都圏などへの誘客活動に取り組んでいますが、観光関係事業者による情報発信が十分ではありません。
- ④ 県全体では訪日外国人観光客が増加しており、会津圏域の広域観光連携では訪日外国人の誘客と受入に力を入れており、本町を訪れる外国人観光客は微増となっていますが、受け入れ体制が十分ではない状況にあります。
- ⑤ 本町の観光地運営は縦割りで十分ではなく、交流人口の増加など観光による総合的な地域効果を地域づくりに活かし、産業振興に波及させるための観光まちづくり体制が必要となっています。

■ 課題

- ① 地域資源の磨き上げと発掘による観光資源の魅力的な提供
- ② 観光客にとって魅力的で快適な観光受入体制の充実
- ③ 観光情報発信と誘客活動の強化
- ④ 訪日外国人観光客の誘客の強化と受入体制の充実
- ⑤ 関係組織や町民との協働による観光まちづくりの体制の確立

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 町内施設宿泊者数	増加	16,155	16,600	人
B 観光ガイドの回数	増加	78	89	件
C 観光消費額	増加	15,305	17,000	万円

※ 現状値は、平成 30 年度時点

目標値設定の考え方

- A 全国的な国内旅行客は減少傾向にあり、本町の宿泊者数は減少する可能性があるが、インバウンド需要の高まりなどから増加を目指す。
- B 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。
- C 観光振興計画に基づき設定する。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 既存の地域資源を魅力的な観光資源として磨き上げるとともに、モノ・コト・ヒトの埋もれている地域資源を発掘し、新たな観光の魅力として活用します。
- ② 観光ガイドの確保や育成、観光情報提供の充実、既存施設の有効活用や、観光受入施設の魅力化に取り組むとともに、地域ぐるみでのおもてなしの心を醸成し、観光客受入体制の充実に図ります。
- ③ 観光事業者による観光情報の発信を促進するとともに、周辺市町村や関係機関と連携して首都圏などのマーケットへの誘客活動を推進します。
- ④ 周辺市町村等との連携を強化しながら、訪日外国人観光客の誘客と受入体制の整備を進めます。
- ⑤ 産業界や町民による観光振興が地域に於ける効果への理解を深めつつ、関係者の協働による観光まちづくりの体制の確立及び観光消費額の増加に向けて取り組みます。

■ 主な事務事業

観光対策事業、観光誘客事業、観光まちづくり推進事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	町の魅力や良さを知り、外部に観光の魅力を発信します。	①, ③
町民・団体	観光イベントや観光ガイド活動等に参加するとともに、おもてなしの心で迎える仕組みづくりに努めます。	①, ②, ④
事業所	観光ニーズの把握に努め、魅力的な受け入れ環境づくりに努めます。	①, ②, ⑤
団体(事業者)	産業界で連携し、地域の資源や機能を最大限活かすように努めます。	①, ⑤

政策4 元気と賑わいのある産業づくり

施策 4-4

商工業の振興

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 商工業者	経営改善し担い手や雇用を確保している
B 町民	就業の場が増えている

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

地元の商業店舗数は年々減少しており、商工会等と連携し、質の高い雇用の場の提供と地元商品の販売促進など、商店街等の活性化に取り組む必要があります。

- 成果指標の製造品出荷額等については、目標値の 15,563 百万円に対して平成 30 年度時点で 15,276 百万円ですが増加傾向であり、目標値達成可能な状況にあります。
- 成果指標のハローワーク会津若松管内の有効求人倍率については、目標値の 1.00 倍に対して平成 30 年度時点で 1.15 倍であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の商業店舗数については、目標値の 219 店舗に対して平成 30 年度時点で 185 店舗であり、目標値達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

- ① モータリゼーションと周辺大型店の進出により商店街の商業機能が低下しています。近年はさらに空き店舗が増加し、身近な商業機能への町民ニーズはありますが、商店街活力のさらなる低下が懸念される状況にあります。
- ② 本町の第2次産業就業率は 26% (2015 年) で横ばい、第3次産業就業率は 57% で増加傾向ですが、近年は経営者の高齢化や後継者不足が顕在化しており、事業の継承が厳しい状況にあります。
- ③ 創業支援を受けて創業した事業所数は、事業の目標値を大幅に超えて平成 30 年度には累計 15 事業所数となっており、個人事業者の創業機運の高まりが見受けられます。
- ④ 会津地域の有効求人倍率は震災復興事業などにより平成 30 年度では 1.29 倍と大きく改善しています。近年、全国的には景気回復傾向にありますが、人口減少による応募の減少なども影響して 1.0 倍以上で推移しています。

■ 課題

- ① 商店街機能の維持充実と賑わいの創出
- ② 既存企業の後継者の人材育成と事業の継承
- ③ 地域に根付く事業所の創業支援と企業誘致の促進
- ④ 雇用の場の維持と働き方改革に対応した雇用環境の確保

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 商工業事業者数	減少の抑制	775	770	人
B 創業者数	増加	2	13	件

※ 現状値は、平成 30 年度時点

目標値設定の考え方

A 後継者不足などから減少が予測されるが、新規創業や事業承継を推進し減少を抑制する。

B 前期基本計画期間も含めて、毎年度 1 件程度増加させる。

■ 期間中の町的主要取り組み

- ① 商工会など関係機関との連携を強化し、市街地の賑わい創出や空き店舗の活用などを講じながら、商工業環境の充実と商店街の活性化に努めます。
- ② 商工会や金融機関と連携しながら、小規模事業者等の持続的経営や事業承継を推進するため、金融・経営支援に努めます。
- ③ 新たに創業を目指す人材を支援するとともに、福島県の協力を得ながら工業団地への企業誘致を進めます。
- ④ 若者の地元での就業やワーク・ライフ・バランスの実現など、質の高い雇用環境の提供を促進するとともに、町内企業の情報発信を推進します。

■ 主な事務事業

商工活性化事業、企業誘致促進支援事業、創業事業継続支援事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町 民	商店街等のイベントに参加するとともに、町内商店等を積極的に利用します。	①
町 民	町内商品の良さを外部に情報発信します。	①
町民・事業者 (所有者)	空き家や空き店舗の提供や活用に努めます。	①
商工業者・ 商工会	地元商工業者の担い手育成等、商工業者の安定経営のための取り組みを強化し、併せて地域のニーズを捉えた魅力ある商店を目指し、賑わい創出に取り組めます。	①, ②

政策5

学びあい未来を拓く人づくり

5-1 子ども教育の充実

5-2 生涯学習の充実

5-3 生涯スポーツの充実

5-4 地域文化の振興

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

施策 5-1

子ども教育の充実

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 学 校	子どもに質の高い教育を行っている
B 子ども	「知・徳・体」バランスのとれた人間性と社会性を身につけている

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

多くの子どもたちは健全に成長していますが、複雑化する社会の中で教育現場においては、学習指導要領の変更もあり、指導力のある教員などの確保や施設・設備の充実が必要です。

- 成果指標の体力・運動能力テストの点数(小学6年生)については、前期基本計画目標値の63.0点に対して平成30年度時点で60.6点の横ばい状態であり、目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の体力・運動能力テストの点数(中学3年生)については、前期基本計画目標値の52.0点に対して平成30年度時点で50.3点の横ばい状態であり、目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の標準学力検査(N・R・T)の偏差値(小学6年生)については、前期基本計画目標値の56.0に対して平成30年度時点で53.1の横ばい状態であり、目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の標準学力検査(N・R・T)の偏差値(中学3年生)については、前期基本計画目標値の53.0に対して平成30年度時点で50.2の横ばい状態であり、目標値達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

- ① 園・小・中連携のもと指導力の向上に取り組んでいますが、発達障害の子どもや虐待を受けている子どもへの対応など、教員・保育教諭のさらなる指導力の向上が求められています。
- ② 生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を備えた子どもの育成に努めていますが、子どもの体力・運動能力の低下や肥満傾向、学力の伸び悩みが懸念されます。
- ③ 一人ひとりを大切にしたい教育を実践するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置していますが、就学児健診や巡回指導等による問題児童・生徒の発見率の上昇により、近年その需要が増えています。
- ④ 学校施設の計画的な維持補修を行っており、事故なく安全に施設が利用されています。また近年の夏の猛暑に対応するため、小中学校の全教室にエアコンを設置し、学習環境の改善に努めています。
- ⑤ 学校運営や教育活動に対する地域の人材資源の活用が十分でない状況です。

■ 課題

- ① 教員・保育教諭の指導力向上
- ② 知・徳・体バランスのとれた子どもの育成
- ③ 個に応じた指導をより充実させるための支援体制の構築
- ④ 安心・安全で快適な教育環境をつくるための施設改修・整備
- ⑤ 子どもの教育に地域の人材を活用するなど地域全体で支える仕組みづくり

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A-1 標準学力検査(N・R・T)の偏差値(小学6年生)	向上	53.1	54.0	—
A-2 標準学力検査(N・R・T)の偏差値(中学3年生)	向上	50.2	52.0	—
B-1 肥満傾向の割合	減少	12.2	9.9	%
B-2 将来人の役に立つ人間になりたいと思う生徒の割合(中学3年生)	増加	69.4	75.0	%

※ 現状値は、平成 30 年度時点

目標値設定の考え方

A-1・A-2 現状で達成できていない前期基本計画の目標値を下方修正し、再設定する。

B-1 近年 10%台前半で順調に減少傾向が続いているため、この傾向を維持し、毎年度 0.1 ポイントの減少を目標とする。

B-2 年度により増減はあるものの、近年最も高かった平成 30 年度の 69.4%を基準に、毎年度 1 ポイント程度の増加を目標とする。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 園・小・中連携のもと、各種講演会や研修を実施するとともに、授業研究を充実させ、指導力の向上を図ります。
- ② 「知・徳・体」バランスの取れた子どもの育成のため、「みさとの教え」や「みさとの学び」を実践し確かな学力を身につけさせ、体験学習を通して豊かな心を育みます。また、幼児期における運動遊びや体育の授業を充実させることにより、健康な体づくりに取り組みます。
- ③ 一人ひとりを大切にした教育を実践するために、特別支援教育支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員等の配置を継続するとともに、特別支援学校や児童相談所等、関係機関と連携しながら、子どもや学校のニーズに即した支援体制をより充実させます。
- ④ 子どもの安全な教育環境の確保のため、老朽化した学校施設の改修などを計画的に進めます。また授業の効率化や子どもたちの IT 技能の向上を図るため、教育設備の ICT 化を推進します。
- ⑤ 子どもの教育について、学校支援コーディネーターや学校支援ボランティア等、地域の人材を活用し地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

■ 主な事務事業

教育研究事業、教育振興事業、健康管理事業、ICT 教育環境整備事業、学校管理運営事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
家庭	「家庭は教育の原点である」という認識に立ち、基本的な生活習慣を身につけさせます。	②
地域	「地域ぐるみで子どもを育てる」という意識を共有し、地域ぐるみで学校を支援し、子どもの成長を支えます。	⑤

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

施策 5-2 生涯学習の充実

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 地域	町民が生涯学習に参加する機会を継続して提供している
B 町民	日頃から自主的学習に取り組んでいる

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

町民自らの生涯学習への取り組み状況が伸び悩んでいることから、新公民館体制を機に町民ニーズに適した生涯学習プログラムの提供や仕組みづくりに取り組むことが必要です。

- 成果指標の目標を持って学習を行っている町民の割合については、目標値の 43.0%に対して平成 30 年度時点で 40.1%と横ばいであり、目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の生涯学習講座の参加者数については、目標値の 8,000 人に対して平成 30 年度時点で 7,373 人ですが、平成 28,29 年度は達成していることから、目標値達成可能な状況にあります。
- 成果指標の公民館図書等の貸出数については、目標値の 18,800 冊に対して、平成 28、29 年は平均 11,200 冊程度であり、平成 30 年度は町図書館開設に向けて高田図書室を 11 月末で閉館したため、8,888 冊と大きく下回っています。

■ 現状

- ① 公民館事業運営協議会を設置し、公民館事業並びに各生涯学習センター事業の点検評価を行うことで、地域住民の主体的な参画をより一層推進しています。
- ② 町民意識調査において、目標を持って学習を行っている町民の割合は近年 40%前後ですが、学習参加者は高齢者などに偏る傾向がみられ、若者層等の参加者が少ない状況にあります。
- ③ 家庭教育への支援が十分できていない状況にあります。
- ④ 公民館、図書館、ホール等を併設した複合文化施設が整備され、新たな町民の交流の場と賑わいの拠点になっています。
- ⑤ 学校支援コーディネーターを配置し、地域・学校などの関係機関が連携しながら、相互学習や地域みんなで子どもたちを育てる学校ボランティアの基盤が確立されています。

■ 課題

- ① 公民館事業等の整理統合の円滑な推進
- ② 多様化・高度化する町民の学習意欲への対応と学習機会の情報提供
- ③ 家庭での教育力の向上を目指し講座等の充実
- ④ 施設利用の周知や施設を活用した新たな生涯学習事業の確立
- ⑤ 学校だけにとどまらず、多方面にわたる地域・学校・家庭との連携の推進

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 生涯学習講座に参加している町民の割合	増加	37.7	38.0	%
B 目標を持って学習を行っている町民の割合	増加	40.0	42.0	%

※ 現状値は、Aは平成30年度時点の値、Bは町民意識調査の誤差を考慮して平成28～30年度の平均値

目標値設定の考え方

A 人口減少や生涯学習機会の多様化等により前期基本計画期間は減少傾向にあるが、生涯学習機会の充実により増加を目指す。

B 前期基本計画期間は横ばいの状況にあるが、年間0.5ポイント程度の増加を目指す。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 「公民館のあり方方針」に基づき、各生涯学習センターが連携し、学習ニーズに合った学習機会の提供や対象者及び対象地域の拡大によるセンター事業の整理統合を推進します。
- ② 町民の多様化・高度化する学習意欲に対応するために、各種教育機関や各種関係団体等と連携するとともに、広報紙やホームページ等を活用しながら、文化団体等の活動内容等を紹介し、町民への学習機会や学習内容の情報を提供します。
- ③ 家庭での教育力の向上のため、家庭教育講座や親子がともに学ぶ学習機会の提供、図書館におけるブックスタート事業などの取り組みを継続します。
- ④ 公民館や図書館、町内の各関係団体等との連携を図り、町民の交流の場の提供や豊かな心が育まれる生涯学習の機会づくりを推進します。
- ⑤ 学校・家庭・地域が連携、協働し、地域全体で子どもを育てる体制を構築します。

■ 主な事務事業

生涯学習振興事業、図書館管理運営事業、公民館活動事業、生涯学習センター活動事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	自ら進んで学習するとともに、学習成果を地域づくりに活用します。	②, ③
町民(家庭)	家族がともに学び、家庭での学習の習慣化に努めます。	③
団体	情報提供と呼びかけにより仲間づくりを推進します。	①, ②
事業所	町民や地域の学習活動に参加・協力をします。	①, ②

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

施策 5-3

生涯スポーツの充実

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 地域	町民がスポーツに参加する機会を継続して提供している
B 町民	日頃から健康維持と体力向上に励んでいる

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

個人的な健康への意識や、運動やスポーツへの取り組みは高まっていますが、さらに町民が参加しやすい環境づくりや参加機会の充実が必要です。

- 成果指標の実際にスポーツを行っている人の割合については、目標値の 34.5%に対して平成 30 年度時点で 35.4%であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標のスポーツ施設の利用者数については、目標値の 134,500 人に対して平成 30 年度時点で 119,873 人と減少傾向あり、目標値達成は厳しい状況にあります。

■ 現状

- ① 健康への意識は高まっており、運動やスポーツを行っている町民の割合は高まりつつありますが、全町的・継続的なスポーツ活動には至っていません。
- ② 各地域でのスポーツ大会や総合型地域スポーツクラブ、各種加盟団体の会員数は減少傾向にあります。
- ③ 老朽化等により修繕等が必要になっている体育施設（生涯学習センター体育場含む）があるとともに、指導者の育成が十分に図られていない状況にあります。

■ 課題

- ① 気軽に継続的に親しむことのできるスポーツ事業の推進
- ② 総合型地域スポーツクラブと連携した活動機会の充実
- ③ 生涯スポーツ環境の充実

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A スポーツ施設の利用者数	増加	119.87	120.22	千人
B 実際にスポーツを行っている町民の割合	増加	35.1	41.8	%

※ 現状値は、Aは平成30年度時点の値、Bは町民意識調査の誤差を考慮して平成28～30年度の平均値

目標値設定の考え方

A 前期基本計画期間は減少傾向にあるが、毎年50人程度の増加を目指す。

B 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。

■ 期間中の町的主要取り組み

- ① 町民ニーズを把握して生涯スポーツの課題を認識し、多くの町民が気軽に参加できる環境づくりを進めます。
- ② 誰でも気軽にスポーツ活動に参加できるよう、総合型地域スポーツクラブとの連携を図り、スポーツイベントやスポーツ教室の充実を図ります。
- ③ スポーツ施設や設備の定期的な保守点検や適正な維持・管理に努めるとともに、スポーツ推進委員等の指導者育成を図るため、研修会等に参加し、専門的な知識・技術の習得を支援します。

■ 主な事務事業

生涯スポーツ振興事業、スポーツ活動推進事業、体育施設管理運営事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	健康の維持と体力向上のため目標を持って運動します。	①
町民	町主催または地域主催等のスポーツ事業に参加します。	②
団体・事業所	スポーツイベントの開催やスポーツ活動を推進します。	①, ③

政策5 学びあい未来を拓く人づくり

施策 5-4

地域文化の振興

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 文化財・地域の歴史文化	適切に保存され、その価値を損なうことなく活用されている
B 地 域	地域の歴史文化に魅力を感じ、保存・継承している
C 町 民	地域の歴史文化を学び、その魅力を情報発信している

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

町民の地域の歴史文化に触れる機会は増加していますが、文化財の保存・活用の状況は十分ではなく、高齢化や人口減少もあり無形民俗文化財などの継承が危ぶまれる状況です。

地域の歴史文化に触れる機会（講演会等）を利用する町民は高齢者の割合が高いため、今後の歴史文化の継承を考慮すると、若い世代への魅力や継承の意義の発信が必要です。

- 成果指標の町内文化財の保存・活用事業の件数については、目標値の 94 件に対して平成 30 年度時点で 131 件であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の地域の歴史や文化財に親しむ機会を持った方の人数については、目標値の 950 人に対して平成 30 年度時点で 1,989 人であり、目標値を達成している状況にあります。

■ 現状

- ① 町内には数多くの文化遺産が残されていることから、住民の歴史文化に対する関心の度合いが高いといえます。しかし、関心の高い世代は高齢者が多く、次代を担う若い世代の興味関心が薄い傾向がみられます。
- ② 指定されている重要文化財は、興味・関心を持たれやすい一方で、指定されていない文化財等が、その魅力を知られないまま忘れ去られてしまう状況です。
- ③ 貴重な歴史資料が点在して収蔵・保存されており、十分な保存と一元管理ができていない状況です。
- ④ 少子高齢化による人口減少が原因で、文化財の所有者や伝統芸能を継承する担い手の高齢化と減少が進んでおり、後継者の確保と保存意識の啓発、町民の理解と協力が重要となっています。
- ⑤ 総合的に保存・活用するための方針である『会津美里町歴史文化基本構想』に基づく具体的な活用事業に取り組む必要があります。

■ 課題

- ① 子どもたちが、郷土について知り、愛着を育むための機会づくり
- ② 地域の歴史文化に触れ、誇りを持つためのきっかけづくり
- ③ 資料等を適切に保存するための環境づくり
- ④ 町の魅力をつくる財産としての文化財の適切な保存体制の構築とその支援
- ⑤ 『会津美里町歴史文化基本構想』に基づく文化財保護のための活用事業展開

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 町内文化財の保存・活用事業の件数	増加	131	207	件
B 地域の歴史や文化財に親しむ機会を持った方の人数	増加	1.25	1.57	千人
C 町の歴史文化に興味・関心のある町民の割合	増加	10.2	18.5	%

※ 現状値は、平成 30 年度時点

目標値設定の考え方

- A 前期基本計画期間中には年間 190 件にする予定であり、後期基本計画期間は令和 2～4 年度の新鶴民俗資料館の閉館の影響を踏まえ、着実に増加させる。
- B 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。
- C 前期基本計画期間の現状値を踏まえ、地域文化財などへの意識醸成を推進し、年 1.5 ポイントの増加を目指す。

■ 期間中の町の主な取り組み

- 小学生を主な対象とし、歴史副読本『知ってる？会津美里の歴史』の授業等での活用を図るほか、町内小中学校で実施している伝統芸能継承活動等に対し支援を行います。
- 町内に存する文化財の調査・研究を進め、それらの成果を広く情報発信するとともに、文化財を活用した事業を行います。
- 郷土資料館(仮称)の整備を進め、資料を収蔵・保存するとともに、魅力ある展示を目指し、町民等が郷土の歴史文化への理解を深める環境づくりを進めます。
- 文化財の適切な保存と地域文化継承のため、所有者・管理者の保存意識の向上を図り、保存・継承活動に対し支援をします。また、保存・継承活動について広く周知し、町民の理解を得る機会をつくります。
- 『会津美里町歴史文化基本構想』に基づき、文化財を有効に活用したまちづくりに取り組みます。

■ 主な事務事業

文化財保存・活用事業、地域文化振興事業、遺跡調査・整備事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	地域の歴史文化に親しみ、地域の行事に積極的に参加するとともに、その魅力を発信するように努めます。	①, ②, ⑤
地域・団体	地域の歴史文化を知り、後世につなぐよう努めます。また、文化財の保護・保全に協力し、地域の伝統芸能や伝統行事の保存継承に取り組みます。	①, ②, ④
文化財の所有者・管理者	文化財の適切な保存とともに、多くの人々が文化財に触れる機会の提供に努めます。	①, ②, ③, ⑤
学校	地域の歴史文化を教材として積極的に活用するよう努めます。	①, ②

政策6

魅力と個性のある地域づくり

6-1 地域活動の推進


6-2 多様な交流と連携の推進

政策6 魅力と個性のある地域づくり

施策 6-1 地域活動の推進

■ 施策の目的

対象	目指す状態
A 地域	地域の盛んなコミュニティや活動が維持されている
B 町民	地域活動に積極的に参加している



■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

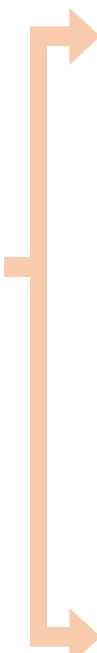
地域活動に参加している町民の割合は増加傾向にありますが、人口減少や地域コミュニティの希薄化により、これまでの地域活動を維持するために特定の住民に負担がかかっている状況であり、さらなる参加の促進や地域間連携による補完が必要です。

- 成果指標の地域活動に参加している町民の割合については、目標値の 55.0%に対して平成 30 年度時点では 52.0%ですが、平成 29 年度は 55.1%と目標値を達成していることから、目標値達成は可能な状況にあります。
- 成果指標の地域活動の推進に満足している町民の割合については、目標値の 55.0%に対して平成 30 年度時点で 57.3%であり、目標値を達成している状況にあります。

■ 現状

- ① 特に 20 代の地域活動への参加者が少なく、また、特定の住民に負担が集中していることなどから、これまでの地域活動を維持することが困難な状況にあります。
- ② 人口減少や少子高齢化により、地域活動の参加者の減少が見込まれ、高齢者や子どもの見守り等の地域が果たしてきた役割の維持や、地域の伝統的な祭りや行事、イベントなどの実施が困難な状況にあります。
- ③ 一部の集落(自治区)では人口減少や少子高齢化により、集落における生活の維持や満足な地域活動ができない状況にあります。

■ 課題

- ① 若い世代などの地域活動への参加の促進と特定の住民の負担軽減
 - ② 地域による地域活動の活性化
 - ③ 集落の機能維持と集落(自治区)間・地域間の連携強化
- 

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 地域活動の推進に満足している町民の割合	増加	53.8	61.1	%
B 地域活動に参加している町民の割合	増加	54.0	59.7	%

※ 現状値は、町民意識調査の誤差を考慮して平成 28～30 年度の平均値

目標値設定の考え方

A・B 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。

■ 期間中の町的主要取り組み

- ① 地域の関係団体等による新たな地域運営の仕組みを構築し、地域の課題や地域に潜在する可能性を踏まえながら地域の活性化プランづくりに取り組むとともに、町民の地域活動への参加意識を高め、特に若い世代が積極的に参加しやすい環境整備を進めます。
- ② 地域資源を活用した地域住民主体の地域活動や民間等が主導するまちなか再生の取り組みを支援するとともに、地域づくり活動が安定的・持続的に展開できる人材の育成・確保及びその活躍を推進します。また、意欲のある地域外の人材を「地域おこし協力隊」として委嘱し、地域おこしの支援などの「地域協力活動」を行いながら地域への定住・定着を図り、地域力の維持・強化にも取り組みます。
- ③ 集落の課題把握、集落ネットワーク圏の形成を支援し、集落内及び集落間の住民の連帯感を深め、集落の課題解決による機能の維持や活性化に向けた取り組みを町民と協働で行います。

■ 主な事務事業

まちづくり活動支援事業、地域おこし協力隊事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	地域活動に自主的・積極的に参加し、地域コミュニティの維持を図ります。	①, ②
町民・地域	地域課題を的確に把握し、課題解決に向けた取り組みを町と協働で行います。	②, ③

政策6 魅力と個性のある地域づくり

施策 6-2 多様な交流と連携の推進

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 地 域	他の地域との盛んな交流や連携が維持されている
B 町 民	本町を愛し定住する町民が増えている
C 町民(若い世代)	結婚・出産の希望がかなえられている
D 町外住民	本町に魅力を感じて移住する人が増えている

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

移住者の増加などにより都市間交流や観光などの交流人口も維持され社会動態は微減となっておりますが、加速する人口減少に対してさらなる取り組みが必要です。

- 成果指標の多様な交流と連携の推進の町民の満足度については、目標値の 60%に対して平成 30 年度時点で 60.7%であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の姉妹都市、友好都市協定締結件数については、目標値の 5 件に対して平成 30 年度時点で 4 件であり、現時点では目標値達成は難しい状況にあります。
- 成果指標の町の人口における社会動態（転入－転出）については、目標値の-120 人に対して平成 30 年度時点で-58 人であり、目標値を達成している状況にあります。

■ 現状

- ① 友好都市とは、相互のイベントへの参加など良好に交流が継続されていることから、新たな都市と友好都市協定を締結するよりも現在の友好都市とより深い関係を構築することが求められています。
- ② 本町からの人口流出について、福島県内市町村への転出超過は抑制傾向にあり、県内への転出者は本町に戻ってくる可能性が見込まれます。一方で、首都圏への転出超過、特に進学や就職を機とした若い世代の流出が続いています。
- ③ 個人のライフスタイルの多様化に伴い男女の結婚観も多様化し、それに伴う婚姻数の減少が出生者数の減少にもつながっています。
- ④ 移住相談ワンストップ窓口や空き家バンク、田舎暮らし体験に取り組み、移住者数や利活用された空き家の数は増加しています。
- ⑤ 少子高齢化及び人口減少に伴う諸問題の解決にあたっては、本町単独での取り組みには限界が見えていることから、同じ問題を抱える市町村との広域的な連携が求められています。

■ 課題

- ① 良好な関係の継続による交流人口の確保と相互の支援関係の構築
- ② 福島県内、特に会津管内への就業促進を通じた首都圏への人口流出の抑制
- ③ 個々のライフスタイルに応じた若い世代の結婚観の醸成と多様な出会いの機会の創出
- ④ 移住・定住及び二地域居住の促進並びに交流人口及び関係人口の拡大
- ⑤ 会津管内市町村との連携による広域的な課題解決

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 多様な交流と連携の推進の町民満足度	増加	58.5	68.2	%
B 人口における社会動態(転入－転出)	減少の抑制	-58	-30	人
C 年間出生者数	減少の抑制	113	100	人
D 移住・定住相談窓口を通じた移住世帯数	増加	26	65	世帯

※ 現状値は、Aは町民意識調査の誤差を考慮して平成28～30年度の平均値、B・C・Dは平成30年度時点の値

目標値設定の考え方

- A 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。
- B 東京圏への人口移動などにより対策を講じなければ-120人程度になると予測されるが、対策を講じて減少を抑制する。
- C 若い世代の減少から出生数も減少し対策を講じなければ75人程度になると予測されるが、対策を講じて減少を抑制する。
- D 第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略に基づき設定する。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 友好・姉妹都市との友好関係を継続しながらも、観光や商工の振興、災害時応援協定など、産業及び災害支援等の充実を図ります。
- ② 若者の会津管内での就業を促進するため、町内企業を中心とした就職情報等の情報発信を行うとともに、地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化を目指します。また、町内への居住を促進するため若者の定住支援や空き家・空き地バンクの充実を含めた本町への移住定住環境の提供を促進します。
- ③ 若い世代が結婚を前向きにとらえ、かつ多様な魅力ある出会いの機会を創出するための取り組みを進めます。
- ④ 移住相談ワンストップ窓口や田舎暮らし体験を継続して推進し、U・I・Jターン者の移住・定住と二地域居住を図るとともに、移住の裾野を広げるため交流人口や関係人口の拡大を促進します。また、分譲住宅地の販売促進に取り組みます。
- ⑤ 福島県及び会津管内市町村との連携により、移住・定住及び二地域居住、若い世代の結婚支援の促進等に向けた広域的な取り組みを進めます。

■ 主な事務事業

都市交流推進事業、移住促進事業、ネウボラ推進事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	交流事業に積極的に参加し、地域の魅力を発信します。	①
町民	転入者をこころよく受入れ、転入者と交流し生活をサポートします。	④
団体	商工会や観光協会などの関係団体は、交流機会を企画し、積極的な民間レベルの交流を図ります。	①

政策実現のための基盤 町民に信頼される行政の推進 (行政改革大綱)

- 1 健全な財政運営の推進
- 2 効率的な行政運営
- 3 町民参加の推進

健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、施策別基本計画や重点プロジェクトを実現するために取り組むものですが、内容については施策別基本計画と同様に整理しています。

健全な財政運営の推進

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 町の財政	健全な財政運営が維持されている
B 公共施設	整理統廃合が進められ財政負担が軽減されている

■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

実質公債費比率は減少していますが、経常収支比率は増加しており、合併による交付税の特例措置も令和 2 年度で終了することから、さらに厳しい財政状況が予想され、コスト削減や自主財源の確保などによる財政の健全化に取り組む必要があります。

- 成果指標の経常収支比率については、目標値の 88.2%に対して平成 30 年度時点で 90.4%であり、目標値の達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の実質公債費比率については、目標値の 6.9%に対して平成 30 年度時点で 5.6%であり、目標値を達成している状況にあります。
- 成果指標の将来負担比率については、目標値の 43.8%に対して平成 30 年度時点で 0%であり、目標値を達成している状況にあります。

■ 現状

- ① 自主財源の比率が低く、依然として財政の硬直化などが懸念されます。また、合併による交付税の特例措置が令和 2 年度で終了するほか、人口減少に伴い交付税のさらなる減額が見込まれ、さらに厳しい財政状況となっています。
- ② 合併に伴う類似施設が多数あることにより、施設の維持管理に多額の経費が必要な状況にあります。

■ 課題

- ① 自主財源の確保と健全な財政運営の維持
- ② 公共施設の整理統廃合

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A-1・B 経常収支比率	増加の抑制	90.4	91.8	%
A-2 実質公債費比率	減少	5.6	5.2	%
A-3 将来負担比率	増加の抑制	0.0	39.2	%

※ 現状値は、平成 30 年度時点の値

目標値設定の考え方

A-1・B 長期財政計画（平成 28 年度～平成 37 年度）平成 29 年 5 月の見通しに準じる。

A-2 長期財政計画の見通しを踏まえ、毎年 0.05 ポイント程度の減少を目指す。

A-3 長期財政計画（平成 28 年度～平成 37 年度）平成 29 年 5 月の見通しに準じる。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 町の自主財源確保のため、町民に対して納税意識の高揚を図り、納税義務を果たすよう期限内納付の周知を図ります。また、計画的な行財政運営に取り組み経費削減に努め、町民に町の財政状況をわかりやすく伝えます。
- ② 町が保有、管理する公共施設の調査分析を行い、トータルコストの縮減、予算の平準化、施設の統廃合、有効活用を検討し、公共施設の適正管理に努めます。また、不用財産や遊休財産を整理し、売却や貸付等による財源確保や維持管理経費の削減を図ります。

■ 主な事務事業

町税賦課・徴収事業、財政管理事業、普通財産管理事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民・事業所	期限内納付を守り納税義務を果たします。	①
町 民	行政サービスに対する適正な負担を行います。	①, ②
町民・事業所	町の財政に対し関心を持つよう努めます。	①, ②

■ 施策の目的

対 象	目指す状態
A 行 政	効果的な行政サービスを提供している
B 行 政	効率的な体制で運営されている



■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

町民に信頼される行政運営を推進するためには、ICT やIoT[※]の活用などにより、より一層の効率化に取り組むことが必要です。

- 成果指標の職員が町民の立場に立った対応を行っていると考えられる町民の割合については、目標値の58.0%に対して平成30年度時点で57.9%であり、目標値達成は可能な状況にあります。
- 成果指標の町民がムダのない行政サービスが提供されていると考えられる割合については、平成30年度時点で目標値の43.0%に対して平成30年時点で47.6%であり、目標値を達成している状況にあります。

■ 現状

- ① 町民意識調査において、ムダのない行政サービスが提供されていると考えられる町民の割合や、職員が町民の立場に立った対応をしていると考えられる町民の割合は増加しているものの、更なる効率的な行政運営や職員の接遇能力の向上が必要です。
- ② 総合計画の評価と進捗管理の仕組みとして、行政評価（施策評価、事務事業評価及び中間評価）を実施しています。
- ③ 効率的で効果的な行政運営を推進するため、定員適正化計画に基づき職員採用を行っています。
- ④ 大学等の人的・知的資源を活用したまちづくりや町の課題解決に取り組んでいます。

■ 課題

- ① 効率的で効果的な行政運営
- ② 評価結果に基づく成果重視の改革改善の実施
- ③ ICTや外部委託の適切な採用による行政運営の効率化
- ④ 学官連携による課題解決の推進



※IoT Internet of Things の略でコンピューター以外の多種多様な「もの」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りし、制御する仕組みのことです。

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 職員が町民の立場に立った対応を行っていると考える町民の割合	増加	56.0	65.5	%
B 町民がムダのない行政サービスが提供されていると考える割合	増加	44.5	62.9	%

※ 現状値は、町民意識調査の誤差を考慮して平成 28～30 年度の平均値

目標値設定の考え方

A・B 前期基本計画期間の増加傾向を継続して増加させる。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 行政評価に基づく計画的な事務事業の見直しや各種研修等による町民に信頼される職員の育成に努め、行政サービスの効率化を図ります。また、町民の立場に立った丁寧な行政サービスの提供に取り組みます。
- ② 行政評価による評価・改善により、成果重視の実効性のある行政運営に取り組むとともに、その評価結果を町民に対して公表し、行政運営への理解を促進します。
- ③ 個人情報保護とセキュリティ対策のもと、ICTを活用して事務の透明性を確保しながら、行政運営の効率化に取り組みます。また、窓口等における各種証明書交付やアウトソーシングなど、更なる行政サービスの効率化に努めます。
- ④ 高校や大学等の人的・知的資源を活用した効率的な課題解決に取り組むとともに、町民等が持つ柔軟な視点やアイデアを取り入れた行政活動に取り組みます。

■ 主な事務事業

総合計画等進捗管理事業、職員研修事業、総合行政システム運用事業、地域振興事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民・地域・事業所	行政活動に関心を持ち、行政に対し意見・提案を行うよう努めます。	①, ②

■ 施策の目的

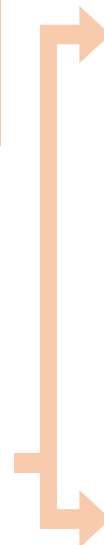
対象	目指す状態
A 町民	知りたい町の情報が得られている
B 町民	行政のまちづくりに意見を言っている
C 町民	町民ニーズがまちづくりに反映されている



■ 前期基本計画の検証(平成 30 年度時点)

町民参加条例の制定など町民がまちづくりに参加するための機会や仕組みを構築しましたが、町民のまちづくりへの参加意識や参加状況は十分ではないことから、町民の立場に立った町民参加機会の提供や制度の普及啓発の充実が必要です。

- 成果指標の必要な情報が提供されていると考える町民の割合については、目標値の 75.0%に対して平成 30 年度時点で 73.3%であり、目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の参加条例を知っている町民の割合については、目標値の 25.0%に対して平成 30 年度時点で 19.6%であり、目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標のまちづくりに対して意見を言う機会があると考える町民の割合については、目標値の 50.0%に対して平成 30 年度時点で 42.3%であり、目標値達成は厳しい状況にあります。
- 成果指標の町民ニーズがまちづくりに反映されていると考える町民の割合については、目標値の 50.0%に対して平成 30 年度時点で 47.8%であり、目標値達成は厳しい状況にあります。



■ 現状

- ① 町民意識調査において、必要な情報が十分に提供されていると考える町民の割合が約7割となっていますが、より一層分かりやすい情報提供を効果的・効率的に進めていく必要があります。
- ② 町民意識調査において、みんなの声をまちづくりにいかす条例を知っている町民の割合が約2割であり、また、町の政策に対して意見を言う機会が十分にあると考える町民の割合が約4割となっています。このことから、町民がまちづくりに参加する必要性について、十分な理解と関心が低いため、普及啓発を強化する必要があります。
- ③ 選挙権年齢が引き下げられたものの、年々有権者数が減少している投票所が増加している状況にあります。

■ 課題

- ① 行政情報の町民に分かりやすい提供
- ② 町民参加の必要性についての町民の理解の促進と町民の声をいかした町民主体のまちづくり
- ③ 町民の政治への関心と投票率の向上

■ 成果指標の目標値

成果指標	方向性	現状値	目標値	単位
A 必要な情報が提供されていると考える町民の割合	増加	71.4	75.0	%
B まちづくりに対して意見を言う機会があると考える町民の割合	増加	43.3	50.0	%
C 町民ニーズがまちづくりに反映されていると考える町民の割合	増加	45.6	55.0	%

※ 現状値は、町民意識調査の誤差を考慮して平成 28～30 年度の平均値

目標値設定の考え方

A・B・C 達成できていない前期基本計画の目標値を再設定する。

■ 期間中の町の主な取り組み

- ① 町政運営の透明化を図るため、行政情報の適切な管理を行うとともに、広報紙・ホームページ等により、町民にわかりやすい情報をより効率的・効果的に発信します。
- ② 町民がまちづくりに関心を持ち、積極的に意見・提案ができるよう「みんなの声をまちづくりにいかす条例」に基づく町民参加手続きの十分な説明と情報公開を積極的に行います。また、町民の立場に立った町民参加の機会を提供し、町民の声をいかした町民主体のまちづくりを推進します。
- ③ 町民の政治への関心を向上させるための情報や機会の提供に取り組むとともに、投票所数の見直しを含めて投票率の向上を図ります。

■ 主な事務事業

広報広聴事業、町民参加推進事業、選挙管理委員会事業

■ 課題解決のための町民等の役割

主体（誰が）	取り組み	対応する課題
町民	まちづくりに関心を持ち、積極的に意見・提案を行います。	②
町民	自主的・自発的にまちづくりへ参加します。	②, ③

重点プロジェクト

元気づくりプロジェクト(人口減少対策)

里づくりプロジェクト(環境整備)

人づくりプロジェクト(人材育成)

重点プロジェクト

元気づくりプロジェクト(人口減少対策)

人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保・維持するため、観光、農業、製造業の主要産業などでは、地域特性を活かして域外から稼ぎ地域の隅々まで循環されることにより、地域経済を強くし、安心して働けるように活気あるまちづくりの実現を目指します。また、出会い・結婚・出産・子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、町民が生涯を通じて健康で安心して暮らし続けられる「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指します。

さらに、高校卒業後や大学等卒業後、地元就職できるよう安定した雇用の創出や、地域外からの交流の入口を増やすため、関係人口の創出・拡大を活発化させ、新しい人の流れをつくる取り組みを強化します。

里づくりプロジェクト(環境整備)

誰もが安心して住み続けられるよう、自然環境の保全や市街地や集落における生活環境の維持・向上を図り、快適で安全安心な環境づくりを進めます。また、町民がまちの魅力を感じて生活できるよう、本町にしかない文化や歴史、街並み等の地域資源を磨き上げ、新たな魅力創出によるまちづくりを目指します。

さらに、若者の移住・定住を促す仕組みづくりや生活に必要な機能が整った都市環境の整備等を進めるとともに、近年発生している大規模自然災害に加え、新たな感染症の流行等に備えるため、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、災害等に強いまちづくりを目指します。

人づくりプロジェクト(人材育成)

子どもたちが自らの未来を切り拓くために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育て、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細やかな教育を一層推進するとともに、郷土への誇りと愛着を醸成するため、地域の歴史や文化、風土を踏まえた特色ある教育にも力を入れていきます。

さらに、自主的にまちづくりや町民活動に取り組む人材を育成・確保し、活動の輪を広げていきます。そのため、町民一人ひとりがまちづくりに対する関心を高め、具体的な活動につなげるための情報発信や学習機会の提供など、多様な人材が育ち、活躍できる取り組みを一層推進します。

資料編

- 1 総合計画に位置づける個別計画
- 2 策定経過
- 3 総合計画審議会

1 総合計画に位置づける個別計画

1 位置づけ

ここでは、第3次総合計画策定時点において、本総合計画の実施計画として位置づける「個別計画（方針、指針等を含む）」をお示しします。

個別計画は、法令等により策定するものと、町独自に策定しているものがあります。この総合計画策定後に策定、改定される計画については、策定や改定の時機にあわせて、最上位計画である総合計画との整合を図っていきます。

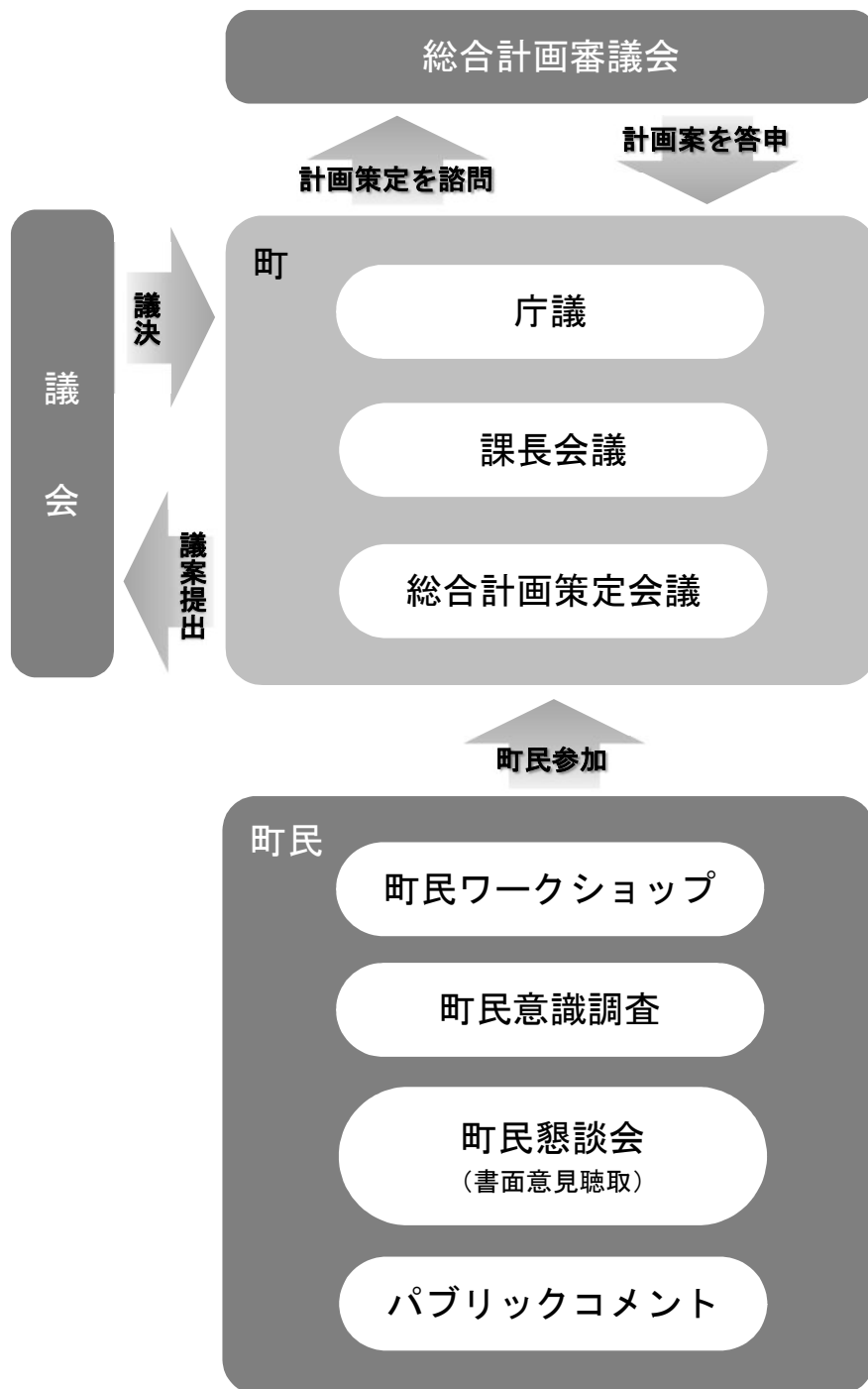
2 各政策分野の個別計画

政策	施策	個別計画	期間(年度)
全体		第2期会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略	2020～2024
政策1 自然に配慮した 環境づくり	1-1 自然・生活環境の保全	第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画	2016～2025
		平成31年度会津美里町一般廃棄物処理実施計画	2019～2019
		第9期会津美里町分別収集計画	2020～2024
		会津美里町災害廃棄物処理計画	—
		会津美里町水防計画	—
	1-2 生活基盤の整備	会津美里町第2次国土利用計画	2011～
		会津美里町空家等対策計画	2016～2020
		橋梁長寿命化修繕計画	—
		会津美里町公共下水道全体計画	2016～2027
		会津美里町公営住宅等長寿命化計画	2016～2025
		会津美里町耐震改修促進計画(改定)	2017～2020
		会津美里町都市計画マスタープラン	2016～2036
		会津美里町水道事業アセットマネジメント計画	2018～2057
	1-3 交通体系の充実	会津美里町老朽管更新全体計画	2019～2037
		会津美里町水道事業ビジョン	2018～2027
政策2 安全で安心な 暮らしづくり	2-1 防災・消防体制の充実	会津美里町地域防災計画書 地震対策編(第4版)	2019～2025
		会津美里町地域防災計画書 一般災害対策編(第4版)	—
		会津美里町国土強靱化地域計画	—
		会津美里町第3期地域福祉計画	2021～2025
政策3 健やかで人にやさしい まちづくり	全体	会津美里町第3期地域福祉計画	2019～2023
	3-1 保健体制の充実と医療の確保	会津美里町第3期特定健康審査等実施計画	2018～2023
		会津美里町第2期国民健康保険保健事業実施計画	2018～2023
		会津美里町第3次健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画	2019～2023
	3-2 高齢者福祉の充実	会津美里町第7期介護保険事業計画	2018～2020
		会津美里町第8期高齢者福祉計画	2018～2020
	3-3 子育て支援の充実	会津美里町子ども・子育て支援事業計画	2015～2019
		会津美里町第1期障がい児童福祉計画	2018～2020
	3-4 障がい者福祉の充実	会津美里町第5期障がい福祉計画	2018～2020
		会津美里町第3期障がい者基本計画	2018～2023
会津美里町第3次男女共同参画推進まちづくり行動計画		2017～2021	
3-5 支えあい尊重される社会の実現			

政策	施策	個別計画	期間(年度)
政策4 元気と賑わいのある 産業づくり	4-1 農業の振興	会津美里町鳥獣被害防止計画	2019～2021
		会津美里農業振興地域整備計画書	2009～
		会津美里町農業経営基盤の強化に関する基本的な構想	2015～
	4-2 林業の振興	会津美里町森林整備計画	2017～2026
		会津美里町観光振興基本計画	2016～2020
		会津美里町観光振興基本構想	2016～2025
	4-3 観光の振興	会津美里町観光振興計画アクションプラン	2016～2020
		商業まちづくり基本構想	2019～
政策5 学びあい未来を拓く 人づくり	5-1 子ども教育の充実	会津美里町子ども読書活動推進計画	2016～2020
		第2期会津美里町教育振興基本計画	2016～2020
	5-4 地域文化の振興	史跡向羽黒山城跡整備計画書	2011～2030
		会津美里町歴史文化基本構想	2019～
政策実現のための 基盤 町民に信頼される行政 の推進 (行政改革大綱)	1 健全な財政運営の推進	会津美里町公有財産利活用基本方針	2011～2015
		会津美里町公有財産利活用処分方針	2013～
		会津美里町公共施設等総合管理計画	2016～2055
		会津美里町個別施設計画(仮称)	2021～2030
		会津美里町長期財政計画	2016～2025
	2 効率的な行政運営	会津美里町地域情報化基本計画	2005～2010
		会津美里町地球温暖化対策実行計画	2017～2018
		会津美里町組織機構改革実施計画	2018～2019
		会津美里町まちづくり計画	2005～2025
		会津美里町過疎地域自立促進計画	2016～2020
		会津美里町行財政改革推進計画(第3次)	2016～2020
		会津美里町定員適正化計画	2016～2021
		会津美里町特定事業主行動計画	2015～2020
		会津美里町人材育成基本方針	2016～2025

2 策定経過

1 策定体制



2 策定過程（計画審議会、町民ワークショップ、町民懇談会）

2-1 総合計画審議会における策定過程

開催日	回	策定・審議内容
令和元年5月17日	第1回	諮問 会津美里町第3次総合計画後期基本計画等の策定について 会津美里町第3次総合計画後期基本計画等策定支援業務について 今後のスケジュールについて
令和元年8月30日	第2回	第3次総合計画に関する町民意識調査結果分析について 第3次総合計画前期基本計画の検証等について 町民ワークショップの開催概要について 第3次総合計画後期基本計画のレイアウトについて 今後のスケジュールについて
令和元年11月28日	第3回	町民ワークショップの結果について 第3次総合計画後期基本計画(骨子案)について 今後のスケジュールについて
令和2年3月3日	第4回	第3次総合計画後期基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて
令和2年5月29日	第5回	第3次総合計画後期基本計画(案)について 今後のスケジュールについて
令和2年5月29日	答申	会長及び副会長による町長への答申書の提出

2-2 町民ワークショップ開催結果

回・開催日・場所	参加者	ワークショップの内容
第1回 令和元年9月24日 新鶴生涯学習センター大会議室	42名	後期基本計画期間における町民等の役割 後期基本計画期間で優先して取り組むべきこと 満足度・重要度アンケートの実施
第2回 令和元年9月26日 本郷庁舎ふれあいホール	36名	後期基本計画期間における町民等の役割 後期基本計画期間で優先して取り組むべきこと 満足度・重要度アンケートの実施
第3回 令和元年9月28日 じげんプラザ大会議室	42名	後期基本計画期間における町民等の役割 後期基本計画期間で優先して取り組むべきこと 満足度・重要度アンケートの実施
第4回 令和元年10月24日 じげんプラザ大会議室	46名	後期基本計画期間における町民等の役割(第1回～第3回意見の 磨き上げ) 後期基本計画の施策別基本計画の目的(対象と目指すべき状態)

2-3 町民懇談会に代わる書面意見聴取結果

対象者	町民ワークショップ参加者、各政策体系に関連する団体の代表者等
聴取者数	80人
聴取方法	郵送聴取
聴取期間	令和2年4月30日～令和2年5月15日
意見件数	52件

3 町民意識調査結果概要

調査対象	会津美里町民
標本数	1,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送調査
調査期間	平成31年4月1日～平成31年4月26日
回収数	494件
回答率	49.4%

4 パブリックコメント結果概要

件名	会津美里町第3次総合計画・後期基本計画(案)に対する意見募集について
期間	令和2年6月10日(水)～令和2年7月20日(月)
周知方法	町広報紙(6月15日号)及び町ホームページ
提出方法	持参、郵送、FAX、電子メール
意見提出者数	名
意見件数	件

1 総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 14 号

改正 平成 23 年 3 月 22 日条例第 1 号

平成 23 年 3 月 28 日条例第 23 号

平成 30 年 12 月 14 日条例第 27 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、会津美里町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、会津美里町総合計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 一般住民

(2) 学識経験者

(3) 関係団体の役職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(役員)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員が会議のため出席したとき、又は公務のため旅行をしたときは、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の支給については、会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年会津美里町条例第 42 号）の定めるところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、政策財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて任命される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成23年3月22日条例第1号)

改正 平成23年3月28日条例第23号

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成23年9月規則第18号で、同23年10月1日から施行)

附 則 (平成23年3月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月14日条例第27号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 総合計画審議会委員名簿

役職名	氏名	所属団体等
会長	石光 真	会津大学短期大学部教授
副会長	佐々木 正直	会津よつば農業協同組合 高田支店長
委員	秋本 尚恵	公募
委員	阿部 雄一郎	公募
委員	竹内 樹美	公募
委員	石橋 史敏	公募
委員	星 清智 (穴澤 紀明)	自治区長連絡協議会監事 自治区長連絡協議会会長(令和元年5月17日～令和2年5月28日)
委員	水野 健夫 (大竹 勉)	民生児童委員協議会会長 民生児童委員協議会会長(令和元年5月17日～令和2年3月2日)
委員	星 賢一	会津美里町商工会 事務局長
委員	小林 清一	会津美里町観光協会 副会長
委員	須田 健志	会津美里町教育委員

3 総合計画審議会への諮問

1 会美政財第1号
令和元年5月17日

会津美里町総合計画審議会議長 様

会津美里町長 渡 部 英 敏

会津美里町第3次総合計画後期基本計画（案）の策定について（諮問）

会津美里町総合計画審議会条例（平成17年会津美里町条例第14号）第2条の規定に基づき、貴審議会へ諮問いたします。

4 総合計画審議会からの答申

令和2年5月29日

会津美里町長 渡部 英敏 様

会津美里町総合計画審議会
会長 石光 真

会津美里町第3次総合計画後期基本計画（案）の策定について（答申）

令和元年5月17日付け1会美政財第1号で諮問のあった会津美里町総合計画後期基本計画の策定について、別添第3次総合計画後期基本計画（案）をもって答申いたします。

なお、第3次総合計画の将来像に掲げた「まるごといいね 会津美里」の実現に向け、前期基本計画期間での成果検証と取り組みの流れを断ち切ることなく、また、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、より質の高い行政経営によるまちづくりの推進を求めます。



〔 発 行 〕

会津美里町

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

〔 編 集 〕

会津美里町政策財政課 電話 0242-55-1171